

衆議院 商工委員會 議 録 第十 一 号

昭和五十九年四月十七日(火曜日)

午前十一時一分開議

出席委員

委員長 堀山 静六君

理事 浦野 休興君

理事 森 清君

理事 城地 豊司君

理事 長田 武士君

理事 甘利 明君

理事 奥田 幹生君

理事 木部 佳昭君

理事 高村 正彦君

理事 仲村 正治君

理事 原田昇左右君

理事 古屋 亨君

理事 奥野 一雄君

理事 浜西 鉄雄君

理事 和田 貞夫君

理事 中川 嘉美君

理事 福岡 康夫君

理事 小沢 和秋君

出席國務大臣

通商産業大臣 小此木彦三郎君

國務大臣 河本 敏夫君

(経済企画庁長官)

出席政府委員

経済企画庁国民生活局長 及川 昭伍君

通商産業省産業政策局長 小長 啓一君

中小企業庁長官 中澤 忠義君

委員外の出席者

参考人 宇野 政雄君

(早稲田大学商学部教授)

参考人 竹内 昭夫君

(東京大学法学部教授)

参考人 青柳 忠一君

(社団法人日本制紙協合理事)

参考人 木島 利夫君

(日本信販株式会社取締役社長)

参考人 清水 鳩子君

(主婦連合会事務局長)

参考人 松岡萬里野君

(日本消費者協会事務局長)

参考人 朴木 正君

(商工委員会調査室長)

委員の異動

四月十七日

辞任 中村 重光君

補欠選任 稲葉 誠一君

同日 中村 重光君

補欠選任 稲葉 誠一君

辞任 稲葉 誠一君

補欠選任 中村 重光君

四月十六日

岩手県に希少金属備蓄基地設置に関する請願

(志賀節君紹介)(第二九〇七号)

企業倒産防止対策に関する請願(志賀節君紹介)

(第二九〇八号)

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

割賦販売法の一部を改正する法律案(内閣提出

第五七号)

○堀山委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、割賦販売法の一部を改正する法律案

を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許し

ます。浦野休興君。

○浦野委員 今日、消費者信用産業は極めて著し

い進展をいたしておるわけでありすけれども、

進展をしておるというものは、すなわち、この産

業分野というものが私どもの生活に強く浸透しつ

つある、こういうことが言えると思うのでありま

す。消費者金融とともにクレジット産業は、

キャッシュレス化が予測される中でさらに今後

拡大をしていくということが言えるかと思うので

ありますが、政府としても、この産業についても

はや無視するわけにはいかぬ。したがって、

経済政策あるいは経済運営において、消費者信用に

対する現状認識をどのように位置づけているか、

このことも考えていただかなければならぬと思う

のでありますが、この点について冒頭にお伺いを

いたしたいと思います。

○小此木國務大臣 消費者信用産業は近年非常に

多様化しておりますし、また急速な拡大を示して

もいるわけでございます。こうした消費者信用産

業の拡大は、消費者に利便をもたらすとともに、

その反面、消費者トラブルを増加していることも

事実なのでございまして、このため消費者信用産

業の健全な発展を図ることが急務であることは言

うまでもございせん。このような消費者信用産

業の健全な発展は、消費の拡大を通じて内需の伸

長にも貢献するものと私は考えておる次第で

ございます。

○浦野委員 本委員会に付託されたこの改正案は

消費者保護を図るためのものでございすけれど

も、そうした面での法整備は従来必ずしも十分に

はなかつた、これをひとつ整備しようということ

であります。このことも極めて重要であるわけ

であります。しかし一方、第一義的に考えていか

なければならぬことは、急激に伸長したこのクレ

ジット産業の産業分野自体がまだ基盤整備が十分

ではないということ、これにつきまして政府とし

て、この産業が抱える諸問題、例えばシステム化

とか、資金調達の円滑化であるとか、経理基準の

統一化、あるいは消費者サービスの向上等々につ

きまして強力な指導、あるいは携わっておる企業

そのものが中小企業、中小小売業であるというこ

ころからすれば、ある意味ではこれは支援対策と

いうものも考えていかなければならぬのではない

かと思うのでありますが、この点につきまして

どのように考えておられるか。

○小長政府委員 先生御指摘のように、消費者信

用産業が今後健全に発展をしていくためには、個

人信用情報機関の整備とか、あるいは経理基準の

標準化等の課題に前向きに取り組んでいく必要が

あるのではないかと考えておるわけでございま

して、当省といたしまして、今後とも、そのため

の指導等を行っていく所存でございます。

具体的には、まず第一に個人信用情報機関の整

備につきましては、改正法律の成立を待ちまし

て、過剰な与信を防止するためさらに指導を強め

ていく所存でございます。

それから第二に、経理基準の標準化につきまし

ては、現在、割賦販売審議会が具体案を検討中

でございます。割賦販売審議会の結論を待ちまし

て、関連業界を指導していきたいと考えておりま

す。

○浦野委員 若干、個々の条文等に即してお尋ね

をしていきたいと思うのでありますが、三十条の

四、抗弁権の接続の規定でございますけれども、

これは産権審の答申、いただいておる資料に「抗

弁権の接続の手續」として「割賦購入あつせん業者等は、売買契約の直接の当事者ではないので、購入者等は、割賦購入あつせん業者等に対して抗弁権を主張するに先立って販売業者と瑕疵の修補、瑕疵のない商品等の供給等について誠実に交渉することが望まれる。更に、この交渉が不調となったことにより、割賦購入あつせん業者等に支払停止の抗弁権を主張する際には、購入者等は、一定の事項を記載した書面を提出して行うことが妥当である。」このような答申でございまして、これは必要条件和解されるわけでありますけれども、一方、政府案では訓示規定というように記載になっておるわけでございまして、この点につきまして、なぜこの答申の趣旨と変わったのか。また、この規定の運用方針をどのように考えておられるのか。この規定を厳格に運用するとすれば、これは消費者に負担をかけるというようにことになるでございまして、また弾力的に運用するといいたしますと、商品販売の当事者ではないあつせん業者に、あるいは必要以上の負担をかけるというふうなことも考えられると思うのであります。その点についてはどうなんでしょうか。

○小長政府委員 ただいま先生御指摘のように、産業構造審議会の答申の中では先生がお述べになつたような趣旨が述べられておるわけでございまして。今回の改正法案では、割賦購入あつせん業者に対抗しようとする購入者は、業者の求めに応じて対抗事由を記載した「書面」を提出するよう努めなければならぬ。まさにおっしゃる訓示規定的な規定になつておるわけでございまして、この規定は、基本的には先ほど先生がお述べになりました産業構造審議会の答申を踏まえて立案されたものと私は考えておるわけでございまして。

ただ、購入者の努力義務となつておりますのは、新しく規定されました抗弁権の接続が、書面を出させることによりまして紛争を起こすことなく円滑に行われることを目指しておるということ

が一つございまして、他方で、民法の関連規定でございまして、例えば民法第四百六十八条に債権譲渡の規定があるわけでございまして、その債権譲渡の場合の対抗の手續に比ばましても不当に消費者の権利を制限することがないようにするとの配慮をいたしまして、それらを総合的に勘案した結果といたしまして、先ほど申しましたような訓示規定ということに相なつた次第でございまして。

ただ、先ほど先生が御指摘になりましたように、政府として今後、業界とか消費者をどのように指導していくのかということもございまして、けれども、割賦購入あつせん業者は売買契約の直接の当事者ではないわけでございまして、購入者から抗弁を受けた場合には、その購入者と販売業者との間にどのような事由が生じているのか明確には知り得ない場合が多いものと想定されるわけでございまして。このため、抗弁権の主張に際しましては購入者が書面を提出することは、トラブルを当事者間で迅速かつ円滑に解決する上で有益であると考えておるわけでございまして。したがしまして、御指摘の購入者があつせん業者に提出する書面につきましては、購入者が確実にその書面を提出するよう、関係業界、関係消費者団体等を通じて指導、啓蒙を図つてまいりたいというふうに考えております。また、抗弁権の主張がなされた場合には、関連業界が迅速かつ円滑に対応いたしますよう、所要の指導をこれらの業界に対してやつてまいりたいと考えておる次第でございまして。

○浦野委員 第三十条の四の二ということになるうかと思うのですが「割賦購入あつせん関係販売業者に対して生じている事由をもつて、当該支払の請求をする割賦購入あつせん業者に対抗することができる。」このように改正案がなつておるわけでありまして、この抗弁できる範囲は、答申では契約書面で明らかなる事由に限つておつたようでありまして、この改正案では契約書面に限らず、例えばセールの口約束、こうしたものでも含まれるというふうな解釈をされると思うのであります。これはこうした解釈でいい

のでありましようか。

○小長政府委員 ただいまの御質問でございまして、私どもの考え方は、書面記載事由に限定するという考え方はとてないわけでございまして、口頭の約束でございまして契約には変わりがないというところでございまして、また、契約事項のすべてを書面に書くのは事実上困難であるというようなこともございまして、口頭での契約事項でございまして、立証が可能な限り購入者は抗弁できるといふふうに考えておる次第でございまして。

○浦野委員 続けて条文に即してお尋ねをいたしたいと思つております。

四十二条の三は「支払能力を超える購入の防止」の条項でございまして、これもまた訓示規定にとどまつておるわけであります。この点について関係業界に対する強力な行政指導、これはただいま産政局長からも御答弁があつたと思うのであります。極めて強い行政指導というものが、必要ではないだろうか。それが消費者を保護する、あわせて業界そのものの信用につながるものと思つておるわけでございまして。

さらに四十二条の四、個人の「信用情報の適正な使用」これについても、業界が過剰と信の防止に積極的に取り組む、こうすると、あるいはプライバシーの侵害というふうなものにもつながつていく可能性というふうなものもあるかと思つておるわけであります。こうした面について、また政府としての強い指導というものも必要であらうと思つておるわけであります。既に触れられたという面もありまして、これも、改めて政府から決意をいいますか、考え方というものを開きしたいと思つておるのです。

○小長政府委員 割賦関連取引の分野でも、自己の返済能力を超えて支払い債務を負担する多重債務者の発生が問題となつておるわけでございまして。したがしまして、改正法案の第四十二条の三の規定に基づきまして、クレジットカードの発行とか個々の取引の段階で、信用情報機関の利用等によりまして、過剰な与信が行われることのない

よう、厳に業界及び関連企業を指導してまいりたいというふうに考えておるわけでございまして。

なお、多重債務者の発生を防止するためには、信用情報の蓄積、整備を進めることが基本的には、要であるわけでございまして、既存の信用情報機関及び関連業界に対して、信用情報機関の連携の強化、統合等を指導しているところでございまして。業界もその方向で具体的なアクションをとりつつある状況になつておるわけでございまして。

それから次に、四十二条の四についての御質問でございまして。

改正法案の四十二条の四に基づきまして、割賦取引関連業者及び信用情報機関に対して信用情報の適正な利用を指導していただくつもりでございまして。具体的には、先生御指摘のようにプライバシーの保護の問題に關しましては、業者が購入者の信用情報を信用情報機関に登録する際には当該購入者の承諾を得るようすること、また、業者及び信用情報機関は、信用情報が関連のない第三者に漏れることのないよう適切な管理を行うべきことなどを指導していくと考えてございまして。

○浦野委員 ぜひ、そうしたプライバシーの侵害というふうなものについて関連の起らないような適切な指導監督というものをお願いしたいと思つておるわけであります。

さて、今回の改正案が今日審議されておるわけであります。これまでの経緯の中で、役務というものを規制対象に入れるかどうかというふうなことでは最終的研究がなされたやうであります。これは最終的には立法技術上の問題が解明されるまで検討を続けるということになり、今回は見送られたというふうなことになつた事由、さらに、今後この役務というものは何らかの対象にしたいかなければならぬのではないかと私は思つております。今後の検討のスケジュール等につきましてお尋ねをしたいと思います。

○小長政府委員 浦野先生御指摘のように産業構

造審議会の答申の中にも、役務を指定したらどうかという有力な御意見があったことは御承知のとおりでございます。それからまた、私どもの事務的な検討過程におきましても、役務を何らかの形で規制の対象にできないかということを検討したことも事実でございます。

ただ、いろいろ検討いたしました結果といたしまして、役務につきましましては、さまざまな形の取引が存在をしておるといふこと、さらにその実態を解明する必要があるということが判明したわけでございます。また、その役務に関連した消費者トラブルにつきましても、割賦等によるいわゆる支払い方法のあり方というだけの問題ではなくて、むしろ提供される役務の内容に関連をして発生している場合も多々見られるのではないかと、このようにございまして、したがって、この法律の対象として、あえて役務を一律に規制するのはいかか、という考え方が多数を占めた感じになつたわけでございます。今回の改正では見送ることにしたわけでございます。ただ、今後ともその実態を調査しながら、どのような規制を行っていくのが適切か、妥当かということにつきまして、引き続き産業構造審議会等の場をかりまして検討を続けてまいりたいというふうに考えておるわけでございます。

ただ、具体的に役務に関連する消費者トラブルというのは、例えば教材と塾によるサービスといったような形、つまり商品、役務が付随する取引で数多く見られておるといふことも事実でございます。そういう問題にしましては、今後、附帯役務を明確に契約書面に記載させること等を通じて取引の明確化を図るとともに、業者に対しては取引の適正化のための指導を徹底してまいりたいというふうに考えておる次第でございます。

○浦野委員 役務をどのような規制対象として販売法に入れるか、ただいまの御答弁の中にも、今後の審議に待つというふうなお話でありましたが、現実には幾多の問題というものが発生して

わけでありまして、これにつきましましては消費者保護の観点におきましても早急な的確な、対象として入れるための努力というものをひとつしていただきたいと思うわけでありまして。

さて、もう一点でありますけれども、クーリングオフの件につきましてもいろいろ議論がされたやに伺っておるわけでありまして、現行法では四日というところでありますが、各国の例等いろいろあるようでございまして、この四日間につきまして今日、政府としては見直しをどうだという意見もあるやに聞いておるわけでありまして、この点につきましてはどのような考え方を持っておられるのか。また、諸外国の例というふうなものでもし手元に参考としておありであれば、ひとつ示していただきたいと思います。

○小長政府委員 昭和四十七年の割賦販売法改正時点におきまして、クーリングオフの期間につきましては、諸外国の例も勘案をいたしまして四日間というふうに定めたわけでございます。ただ、その後の諸外国の事情を見てみますと、例えばアメリカの場合には各州とも三日ということになっておりますし、ECの理事会の案では七日以上というのもございます。それから、フランスは七日、ベルギーは七就業日、西ドイツは十四日、オーストリアは七日、英国は十四日、それからオーストラリアはクイーンズランド州が七日、ニュージーランドは七日、カナダは七日というふうなのが現状でございます。したがって、先生御指摘のように四日では短過ぎるではないかというふうな御議論もあらうかと思うわけでございますけれども、その件にしましては今後の課題といたしまして、前向きに検討してまいりたいというふうに考えておる次第でございます。

○浦野委員 私は、個人としては四日が短いのか長いのかよくわからないのであります。消費者の立場に立つてみましても、これはある面では短い方が有利に働く場合もあるでしょうし、またクーリングオフの期間が長い方が保護に適正に働くという面もあるかと思うのでありますが、この点に

つきましても、世界各國あるいは消費者並びに係業界あるいは学界等の意見を参考にされながら、どうぞひとつ御検討を続けていただければと思うのであります。

最後の質問でございますけれども、消費者保護の観点から今回の改正に至つたわけでございますけれども、一方、業界の安定というものの、これに携わっておる人々というのは中小小売業者でございます。こうした方々の健全な発展、これにもあわせて配慮していかねばならぬと私は思うのでございまして、このことが業界の安定化さらには健全化、すなわちこれは消費者の保護にもつながっていくものと考えておるわけでありまして、冒頭に申し上げましたように、キャッシュレス化の時代の中で、この産業というのには拡大を見えていくということが予測されるわけでありまして、まだまだ体質、体力の整っていない、基盤整備のまだ脆弱なこの業界、これについて政府として十分配慮していかなければならぬというふうに思ふわけでありまして、この点についてはいかがなものでございましょうか。

○中澤政府委員 お答え申し上げます。中小小売商業の育成強化、この必要性あるいは重要性につきましては、私どももいたしまして、先生の御指摘のとおり、これを強力に推進していく必要があるという認識を持っております。昭和五十九年度の対策といたしまして、中小小売商業対策ということで新しい商店街づくり、いわゆるコミュニティマーケット構想を含みましてこの中小小売政策というものにつきましまして、予算的には対前年度対比で三五%アップということでは飛躍的な強化をしたところでございます。

また、中小のクレジット団体でございますけれども、これは従来、協同組合の形をもちましてクレジット事業を行っておるわけでございますが、この金融面の弱さを補完するために従来からいろいろ施策を講じておるわけでございますけれども、五十九年度におきましては、特に中小小売商業新業態開発調査研究事業、長い名前でございます

すけれども、要するに新しい情報化時代に入りまして、中小クレジット団体が企業と並びまして発展していくことのための将来のビジョンをつくる予算を計上しております。このような形でクレジットを含みます中小小売商業団体が健全に発達していくような施策を十分講じてまいりたい、かように考えているわけでございます。

○浦野委員 この中小小売業者の安定に資するための施策、これもあわせてやっていただきたい。今御答弁もいただいたわけでありまして、この中で昭和五十二年の分野調整法の附帯決議にもございまして銀行系クレジットカードの割賦購入あつせん事業への進出について、これを認めない方針で登録制度の運用がなされてきておるのでありますけれども、通産省としては、今後において取引秩序の維持を図る立場から従来の方針を堅持しながら、これを運用していかれるつもりであるかどうか、確認の意味でひとつ伺いをしておきたいと思ひます。

○小此木国務大臣 現在、銀行系クレジット会社には分割払いが認められておりませんけれども、これは中小クレジット団体と既存業界の立場を配慮して、御指摘の附帯決議に基づいてとらわれている措置でございます。通産省といたしましては、今後とも当該附帯決議を尊重いたしまして、銀行系クレジット会社の割賦購入あつせん事業への進出につきましては、既存クレジット業界やあるいは中小クレジット団体へ与える影響等への配慮を図りながら十分慎重にこれに対処してまいり所存でございます。

○浦野委員 先ほどクーリングオフにつきましてお尋ねをいたしました、若干追加をしていま一問お尋ねをしたいと思ふのでございます。現金販売についてクーリングオフを適用することについてどう考えておられるかということでございます。これは非常に問題点も多いと思ふのでありますけれども、私は、同時にこれも適用すべきものではない、こんなふうにも思ふわけでありまして、この点についてお尋ねをしたいと思ひま

す。

○小長政府委員 先生御指摘のように、現金販売につきましてもクーリングオフの適用を認めますと、取引の安定性を著しく阻害するおそれがあるのではないかと、私どもも考えておるわけでございます。したがって、消費者が不測な損害をこうむることのないよう、現金取引にはクーリングオフ制度は適用されないというこの周知徹底を図るというような形で消費者啓蒙を充実させていく必要があるのではないかと、このように考えております。

○浦野委員 質問を終わります。ありがとうございます。

○梶山委員長 後藤茂君。

○後藤委員 提案をされた割賦販売法の改正につきましても、幾つかの問題点を御質問してみたいと思うわけでありますが、私、きょうは大変御無理を申し上げまして、河本経済企画庁長官に冒頭わずかの時間でございまして、基本的な問題につきましても御見解をお伺いしたいと思うわけであります。

それに入る前に産政局長に、最近の消費者信用あるいは割賦関連取引の市場規模、先ほどの質問者に対しまして、現在も非常に大きなウエートを占めてきておるし、また、これからの拡大していくのではないかと、こういう答弁があったようにあります。これは後で長官にもお聞きいたしますが、最近の消費者信用の国民経済に持っておりますウエートがどの程度の規模で、これからどういう進展の展望を持っているか、ひとつ簡潔にお答えいただきたい。また後で詳しく細かくお聞きしますので、よろしく願います。

○小長政府委員 割賦関連取引の取扱高は、昭和四十八年の段階では約四兆四千億円という規模であったわけでございますが、昭和五十七年におきましては約十三兆六千億円というふうな規模に達しておるわけでございまして、急速にその規模が拡大しておるということが、この数字からもおわかりいただけるわけでございます。中でも割賦

購入あつせんが飛躍的な伸びを示しておるわけでございまして、昭和四十八年の段階では割賦関連取引全体の八〇程度を占めるにすぎなかったわけでございまして、昭和五十七年には四一〇を占めるに至つておるというふうな急成長ぶりをお示しておるわけでございまして、今後ともこういう形の割賦関連取引の拡大傾向は続くのではないかと、このように考えておる次第でございます。

○後藤委員 今、産政局長の方から、状況と展望について若干の見通しを踏まえての御答弁をいただいたわけですが、経済企画庁長官にお伺いしたいのでありますけれども、こうした消費者信用が最近非常に大きなウエートを占めてまいりまして、消費支出の一六〇、GNPの一〇〇弱ぐらいでしようか、ウエートを持ち始めてきています。これは国民経済上無視できないウエートを持つてきているのではないだろうか。政府の経済政策なりあるいは金融政策を進める上におきましても、これからは大変大きな政治課題、政策課題になってくるだろうと私は思うのです。日銀の金融政策等が及ばない部分というものがどんどんふえてきています。しかし反面、消費支出ということと関連をいたしまして、消費者信用の増大というのは政策の対象としてとらえやすくなつてきているのではないだろうか、こういうように感ずるわけであります。

古い資料で恐縮でございますけれども、五十七年の十月に決定をされた総合経済対策で初めて、景気対策として割賦販売標準条件の緩和を図る、こういう言葉が出てきておるわけであります。これは経済企画庁調整局が素案はおつくりになつておると思うわけでありますけれども、五十七年十月八日の経済閣僚会議の総合経済対策の中で、景気調整対策として、乗用車あるいは家電製品等について割賦販売の標準条件の緩和を図る、こういうことが出てきておるわけであります。中身につきましても、トラックの五トン以上が二十四カ月を二十八カ月にすると、あるいは二トンから五トンの二十カ月を三十カ月にしていくとか、乗用

車の割賦払いの第一回二〇％を二五％にしていく、あるいはエアコンを一五％から一〇％にしていく、こういうようなことが景気対策の一つとして、初めて割賦販売に対する、つまり消費者信用に対して一応の政策課題としてとらえられているわけでありまして、その後、こうしたことはとられていないのでありますけれども、英米等におきましても、消費者信用を景気調整策として使つていったというケースもあるやに聞いております。

こうしたことを考えてみますと、これからの経済運営あるいは経済政策等の観点で、こうした消費者信用というものがこれからはますます拡大をしていく、そして国民生活の面におきましても国民経済の面におきましても大きなウエートを占めていく。経済企画庁として特に企画調整官庁として、今回は通産省の所管で大臣からの趣旨説明があつたわけでありまして、こうした消費者信用に対して経済企画庁としてもつと物を言ひ、あるいは、そういう企画調整機能を持つていいては、ないかというように私は考えるわけであります。しかし残念ながら、経済企画庁の方からこうした消費者信用に係る見解というものがこれまでほとんど明らかにされていらないように思うわけであります。

長官、大変お忙しい中をきょうは出席をいただきましてありがとうございます。ぜひひとつ、そうした問題に対しまして、これから経済企画庁としてもこうした全般的な消費者信用に係る問題をどう考えていくかということについてお伺いしたいと思うわけであります。

それからもう一点、これは通産大臣にも同様の御質問を申し上げるわけでありますけれども、省際つまり各省庁にまたがった課題というのが最近非常にふえてきているわけですね。例えば、最近でもV.A.Nの問題等について通産大臣は非常に苦労されております。あるいはソフトウエア等に係るプログラム法あるいは著作権法、これはどちらでやるかということで、一つの権利を保護したい、確保したいということでありまして

けれども、こうした問題、あるいは今度の、後ほどまた産政局長にもいろいろお伺いしたいと思うわけでありますけれども、先ほど答弁の中で出ておりました銀行系のクレジット、マネスリーク、リカード方式、これが今度の場合は一応見送られておるわけであります。

(委員長退席、渡辺(秀)委員長代理着席)
これは後で質問しますから、またそのときで結構でございますけれども、やはり避けて通れない問題が出てくるだろう。そうすると、中小企業関係の小売商団体との関係は一体どうなるかということもあるわけですが、両大臣にお伺いしたいのは、長い官僚行政制度の中で、これだけ国際的、国内的な生活構造、産業構造、経済構造が大きく変わつてきている中で依然として官僚機構がそのままである。そして第二次臨時行政調査会も、こうした省際に係る部分というものはほとんどノータッチで今日来ておる。結局また、各行政機構の縄張りなり殻の中に入つてしまつたということ、省際に係る部分に一体どう対応していくのかということ、今度V.A.Nの問題等で大変御苦労なされたと思うのです。

それぞれの官庁のエゴということがどうしても出てくるだろうことは隠し得ないだろうと私は思うのですけれども、この省際問題に対しまして大胆に物を言つていって、そして、その行政機構がもし大きな桎梏になつていっているとすれば、それを打ち破つていくということがあつていいだろう。そのことは経済企画庁等も企画調整官庁として大いに腕を振るつていただきたい。最近どうも経済企画庁の発言というものが、何か気のせいかな弱々たるような感じがしてならないのですから、この省際問題と二つの点につきましてお伺いをしてみたいと思います。

○河本國務大臣 消費者金融が年々歳々大変な勢いで規模が拡大しておりますことは今御指摘のとおりであります。また先ほど数字をもつて産政局長からもお答えになつておられました。まだアメリカのGNPに対する消費者金融の規模はど

にはまいりませんが、だんだんと近づいておる、
こういう状態だと思います。今後数年間にはさら
に飛躍的に発展をする、規模が大きくなる、この
ように思いますが、それだけ国民経済、国民生活
において果たしておる役割というものは非常に大
きいわけでありまして、したがって、私どもとい
たしましては、その健全な発展、成長ということが
望ましい、このように痛感をいたしております。

そこで、経済企画庁におきましても最近、こ
ういう取引は店舗外における取引ということも言
えるのだと思いますが、そういう取引における問
題は何ぞや、こういうことについて研究をずつと
進めております。きようはその責任の政府委員も
来ておりますから、後で必要とあらば御答弁させ
ますが、いずれにいたしましても、政府としては
非常に重視をしております。

また先ほど、一昨年の秋の景気対策でこの問題
を取り上げたというお話がございましたが、その
ことも私も記憶をいたしております。景気対
策の一つの柱として取り上げるくらいの大きさを
占めておる、こういうことで今後この分野の健全
な発展のためにいろいろと細心の注意が必要であ
ろう、このように思っています。

○後藤委員 単に消費者信用ということを超え
て、非常に省際問題が大きく最近出てきてい
るわけでありましても、その省際問題に対する
基本的な考えを、これは通産大臣にもお聞きして
おきたい。

○小此木国務大臣 技術が進歩し、新しい時代に
なればなるほど、おっしゃるような各部署にまた
がった問題が出てくると思えます。しかし、基本
的には通産省としては国民生活をいかに豊かにす
るかという考え方でございまして、時代のニーズ
あるいは情勢変化にどう対応していくか、そうい
う意味での弾力的な、あるいは効果的な通産産業
政策もつてまいらなければならぬと思いま
す。しかし、各省にまたがった問題というものは、
今度のVANなどの問題等、非常に難しい問題で

はございましたけれども、やはり誠意を持って協
議し、また国益というものを尊重した中で調整し
ていかなければならない、かように考えておりま
す。

○河本国務大臣 最近、二つの役所以上にまた
がつておる問題が非常にふえておりまして、経済
企画庁設置法に基づきまして、関係各省の意見が
合わない場合には経済企画庁が調整をする、また
十一條の三項には、勧告をすることもできる、こ
ういう規定はありますが、そういう規定を発動し
たことはありませんが、しかし調整をしなければ
ならぬ課題は大変ふえておりますので、その点も
十分気をつけてやっていきたいと思えます。

○後藤委員 各省庁の行政の守備範囲を超える問
題が、これからますますたくさん出てくるだろう
と思えますので、大臣が先ほど御答弁になりまし
たような問題点をとらえておかないと、結局それ
ぞれの縄張り意識だけが前面に出てまいりまし
て、産業政策、経済運営等の面におきましても、
むしろ角を矯めて牛を殺してしまうということに
なりはしないかというところで、これはぜひ要望を
しておきたいと思えます。企画庁長官がどう
ございましょうか。

そこで、本論に入っていくわけでありま
す。この本法あるいは改正されてまいりました判
別販売法は消費者保護法と理解してよろしいで
しょうか。

○小長政府委員 おっしゃるとおりでございま
す。消費者保護に重点を置いた法改正の内容に
なっております。

○後藤委員 その消費者保護という観点に立ちま
す、どうも今度の改正にいたしまして、まだ
消費者保護を十分に検討をされ、それが法改正の
中に織り込まれていないように思うわけでありま
す。先ほど浦野委員の質問の中で幾つか指摘を
されておりましたが、準備不足あるいは検討が熟
していないという面があるかと思えます。この改
正の歴史を見てみましても、大変な消費者と販売
業者とのトラブルが起こつて、それから後追いで

こうした法律ができる。しかし法律ができたとき
には、またその法律の脱法といひますか抜け道と
いひますが、次から次へ出てきています。特に今
回提案されてまいりましたのは、割賦販売のあっ
せん、つまりクレジット業者が抗弁権の接続対象
にされたわけでありましても、なぜ今ごろこ
ういうのがやつと法律の改正の中に登場してく
るのだろうか、実は私は今度の法案を御質問するに
当たりまして、行政の対応のおくれというもの
をこれほど深刻に感じたことはいわゆるありま
す。

〔渡辺秀〕委員長代理退席、委員長着席

ここにござつておるまでにおきましても、昭和五
十五年に消費者信用調査研究会ができて、そ
して五十六年十二月に「消費者信用産業の現状と
ビジョン」というものが出来た、その次に五十八
年七月に、産政局長の諮問機関として消費者信用
産業懇談会が、現行法の消費者保護規定を見直す
必要があるとの報告を出し、さらに今度五十九
年、今年の二月六日にやつと産政局の消費経済部
会で「販売信用取引における購入者等の利益の保
護の徹底等を図るための施策について」答申がな
され、そして今回の改正になった。その間に問題
点は幾つか出されてきているわけでありましても、
この過程ですつと出されてきた問題点が今
度の法改正の中で落ちた部分、取り上げられた部
分を、ひとつ局長の方から御答弁をいただきます
い。

○小長政府委員 先生御指摘のように、今回の改
正案の立案にござつておるまでには長年月を要して
おるわけでございます。これは一つには、割賦販
売をめぐるさまざまな取引形態というものは複
雑なわけでございます、その辺を法律論的にど
う説明するかということに時間がかかったという
側面もあるわけでございます。

それから、審議の過程でいろいろあつた項目
で、この法案の中で落ちたところはどの辺かとい
う御指摘でございますが、指定役務の関連という
のが落ちたのが最大のポイントでございます。そ

れから、あとそれに比べますと小さなところでご
ざいますけれども、ローン提携販売等につきまし
ての抗弁権の接続の問題もあるわけございま
す。

○後藤委員 銀行系クレジットの場合はマン
スリークリアはどうなつていますか。

○小長政府委員 マンスリークリアランスの問題
は答申の中ではつきりメンションはされてお
りませんけれども、議論の過程ではマンスリーク
リアランスも対象にしたかどうかという議論があ
つたことは事実でございます。本法の対象からは外
れております。

○後藤委員 その外れた理由というのが、主とし
て立法技術上というように私どもは聞いてい
るわけでありましても、それこそまさにクリアし
ていかなければ、消費者保護立法としての体をな
さぬだろうと私は思うのです。後ほど幾つかの紛
議なりトラブルなりの現状を申し上げまして、こ
の法律が一体これを救済し得るのかどうかとい
うことは個別的にまたお聞きをいたしますけれど
も、私は単なる立法技術上の問題ではないような
気がいたします。

現実にはそうした役務サービス等によるトラブル
なり紛議なりというものが起こつてい
るわけでありましても、これを一体どのように、いつごろ、
どうして対応していくのか。事は先ほど私が指摘
をいたしましたように、今回の改正に至るまでに
ついても、いろいろな懇談会なり審議会なり調査
会をつくつて約五年の年月が経過しておる。その
間にどれだけの多くの消費者が、こうした消費者信
用あるいは割賦販売の過程で大きな犠牲を受けて
いるかわからないという状況である場合に、行政
としてはもつと機敏に対応していかなければなら
ない。しかも問題点の指摘は、役務のサービスの
問題については指摘がなされてい
るわけでありま
すから、局長、これに対する対応をどう考えてい
るか、もう一度ひとつ簡潔に御答をいただきます
かと思ひます。

○小長政府委員 御指摘のように、本法案の提出

に至るまでの過程に時間を要したことは事実でございますけれども、先ほど申し上げましたように、割賦取引をめぐる問題につきましてはかなり複雑な法律問題も含んでおるわけでございまして、そのために時間がかかったということでございますが、これからは機敏に対応してまいりたいと考えておる次第でございます。

○後藤委員 これは本日に早速に対応策を講じていただきたいと思います。

本法の改正をずっと見ておまして、幾つかの枠組みの中で、私はなぜにこれが対応策としてとられていかぬのたろうかとひとつ気になるわけであります。それは今までの割賦販売は、当初考えられておつたのは自社割賦から出発をしているのであります。しかし今、局長も御答弁になりましたように、カードの普及というのが大変なテンポで拡大をしておる。それに関連する割賦取引というものは多様な形で出てきておる。そして、むしろ自社割賦におけるトラブルというものの、あるいは消費者と販売業者との間における品質なり性能に係るトラブルというものは非常に少なくはなっていない。それ以外のトラブルが非常に多くなつてきているわけですね。

その中で、これまでの販売業者と消費者、購入者との間における割賦販売法における規制対象というものは曲がりなりにもある程度制度化されている。今度は、それに立ってかえ払いをしてまいりますクレジット会社と消費者との間もつないでいこうとする。ところが販売会社とクレジット会社の加盟店契約がなされているわけでしょう。この仮に三角で図示されておりますけれども、三角の底辺になるのか、つまり販売業者とクレジット会社の加盟店契約については、今度のこの法律は全くタッチしていない、つまり法の対象外に置かれていないのか。

○小長政府委員 信販会社と販売業者との関係、これは業者間の関係ということになるわけでございます。そのこと自体は直接には消費者保護とは関係ないわけでございますので、本法では、その

加盟店契約について直接規制の対象ということにはしてないわけでございます。

○後藤委員 直接消費者保護との関係はないという御答弁でございましたけれども、私はどうもそうは思わないのです。

あと事例をいろいろ申し上げてみますけれども、この三角形というのは購入者であります消費者と販売業者、それから割賦の支払いをしてもらう信販関係クレジット会社との関係。そしてそのクレジット会社と販売業者、これは切り離せない関係にあるのではないかと今度の法律案でひとつ御質問を申し上げようということで、いろいろ調べてみると、その関係は消費者保護と非常に大きな、密接な関係にあるというように私は考えるわけであります。しかし、この業者同士の加盟店契約というものはどうもこの法にはなじまないということだとすると、これに対しては何かの規制なり対策なりが考えられてしかるべきだと思ふのですが、何かこれに対する法律なり制度なりは考えられているのか、あるいは現にそういうものはあるのかどうか。ただ単なる商取引行為としての商法上、民法上の規定で処理がされていくべき性格のものなのか、この点お聞かせをいただきたいと思ひます。

○小長政府委員 信販会社と販売店との関係の間願でございますが、従来から通産省といたしましては信販会社に対して、商品の供給等を円滑に行うことのできない販売業者とか、倒産のおそれのある販売業者を加盟店としないように指導を行つておるところでございます。今後とも加盟店に対する審査指導を充実させますとともに、いやしくも加盟店の悪質な商法に加担することのないよう厳重に信販会社を指導していく考えでございます。

○後藤委員 そうすると行政指導だけで大体事足りる、つまり悪質な販売業者あるいはそれに加担する信販会社については、通産省としても消費者保護の立場から十分に監督、審査、情報を密にして、そういうことのないようにということだけで

事足りて、これに対しては何らか検討していかなければならぬということはないのでしょうか。それから、このことについてはこれまで調査会なり懇談会なり、あるいは産権審の部会の議論の中で全く議論はなかつたのでしょうか。

○小長政府委員 特にその点に関する議論はございませんでした。ただ、消費者保護の観点から、販売業者と信販会社との間に密接な取引関係があるというような場合について抗弁権の接続という規定を新たに認めただけでございますから、消費者保護の観点からは十分この新法によつて目的は達するのではないかと今うに考えておるわけでございます。

○後藤委員 割賦購入あつせん業者に対して抗弁権の接続を今度法改正の中できちつと位置づけたということとは、私は大変高く評価をいたします。このことによつて、トラブルが相当程度救済されてくるだろうということは、私もそう考えるわけですね。

ところが、先ほど指摘をいたしました点がどうもやはり抜けているように思えてならない。つまり販売業者と割賦購入あつせん業者とが仮に話し合つて、そして、ひとつこういう一つの商品あるいは役務を売り込んでいつてお互いにもうけようじゃないかというのをやつていけば、幾らでも消費者をだまし、あるいは消費者を苦しめていくことができる、そういう制度なんです。例えば最近、これは東京新聞等で大変大きく報道されておるの、私も改めて読み直してみただけでありますけれども、コピー出版という、これは教育産業に新しく進出して大変な利益を上げた。当初は子供の教育等についてまじめに教育産業に進出してきたやうでありますけれども、急成長したために無理が重なつていって、割賦販売を利用していきながら大変悪質な消費者泣かせをいたしているわけでありまして、これを見ても、後でまた御指摘申し上げますけれども、確かにいろいろなセールストーク等でごまかされている点もあるやうであります。しかし、契約の文書にいたしま

してもずさんきわまりないし、それからコピーキレジットの写しがありますけれども、全く白紙委任状みたいな中で名前を書かして行く。そして、このことに対して信販会社が信用をつけているわけですね。そして、この二月初めにこのコピー出版は倒産をしているわけです。残つていくのはクレジットに対する支払いだけ。一体どこへしりを持っていったらいいのかわからないで、今係争事件になり始めているやうでありますけれども、今度の改正法で抗弁権の接続によつて救済をされて、以後こういうことはなくなっていくのであります。後、局長、いかがでございますでしょうか。

○小長政府委員 ただいま御指摘のコピー出版の案件につきましては、私どももいたしまして新聞等では承知はしておるわけでございますが、さらにこの事態の把握をする必要があるのではないかと考えておるわけでございます。ただ、私どもも現在までに入手している情報を総合いたしますと、信販会社のコピー出版に対する審査指導が不十分であつたのではないかと指摘もあるわけでございまして、今後実態調査を進めながら、必要に応じて個別の事案ごとに円滑な解決が図られるよう指導を行つてまいりたいと思つておるわけでございます。

ただ、本件の場合には百科辞典等の教材セットと塾によるサービスという役務とが関連した感じになつておるわけでございます。恐らく百科辞典等は購入者の方には渡つておるのでございまして、行がなされてないという部分については全く履行でございます。したがって、その役務が契約どおり履行されてないという限りにおきまして、信販会社との関係においてある種の抗弁権の接続が可能な事態ではないかと考えられますけれども、これは一応の推定でございます。もう少し実態をきわめた上で私どもはこの対応を考えたいと思つております。

○後藤委員 指導の場合、覚書なり契約書なり、あるいは勧誘の実態がどうなされているかという

ことに目配りをしておいていただかないと、私も商品取引を一回やってみなければいけません。消費者というのは何でこんなにかばかしたいの、大変なスキナ投資をしていくのだらうかというのを強く感じたわけですが、大体、人間というものは欲望といいますが、もうけたいという心が大変強いわけでありまして、そこにセールスマンのうまい働きかけがあり、しかもそうした契約書が全くござんてある。

例えば先ほどのコーキ商法なんかを見てみますと、販売会社と信販会社との関係についてこの割賦販売法というものがどうも届かないし、一体どこが規制をしていくのか。一般的な民法なり刑法なりあるいは会社法なり商法なりだけなのか、というのを私が指摘いたしますのは、どうもいろいろ調べてみますと、信販会社もその販売会社の悪徳さんな商法を承知しながら、大変巧妙に加盟店契約を結んでいることが歴然としていて、うかがえるのは、やはりリスキーなものでありまして、消費者の方から苦情が出て消費者の方からも取れないという場合には販売会社からちゃんと取れるようにしておくということとか、あるいは契約者の連帯保証人に、教材のセールスをし各地区で塾経営者を指導するコーキ出版の社員がなっている。したがって、信販契約書の署名をためらう主婦等に対して、連帯保証人には社員がなるから万一のときは大丈夫だ、あるいはこの社員に対しては販売店保証の契約書を見せて、最終的には会社がその責任を負担するから大丈夫だ、こう二段、三段に防衛をしいきながら、こうした悪徳な商行為に対して割賦販売の信用をつけていく、いわゆる加盟店契約を結んでいる。

これが全く法の規制対象になつていかなければならぬことになりまして、例えばコーキ出版なんかの場合にはインストラクター、教師というのですか指導者というのですか何というのですか、こういうような横文字でやって、短大卒以上の年齢二十五歳から四十五歳までの人とか、備品は無償貸与、

あるいは報酬は二万五千六百円から六万円程度、これは月額だか時間給だか日額だか全然書いておきませんけれども、こういうことでめくら判のよう形で押してきているという信販会社が最近ふえてきている。しかもこれがその辺の町の金融なり消費者信用を扱っているところじゃないのです。大手と言われたところがやっているわけですね。例えば今申し上げたところなんかはライフ社等がやっている。ということになってまいりますと、一体これからこうした問題に対してどう対応していくのかということが今度の法改正においてはすつぱりと抜け落ちていくように思えてならないわけですね。この点いかがでございますか。

○小長政府委員 諸外国の立法例を見ましても、販売店と信販会社との間の関係の適正化という形で法律で規制をしている例は、どうもなかなか見当たらないようにございます。

実はこういう問題にしましては、私どもも非常に重大な関心を持っておりまして、昨年の三月の段階で社団法人全国信販協会にしまして「消費者トラブルの防止について」ということで具体的に通知を出しまして、幾つかの指示をしているわけでございますが、その中で、加盟店契約締結時におきます審査の厳格化を図るようというのととも強く指示をしておるわけでございます。さらに、加盟店契約の締結後におきましても「加盟店が取扱う商品及び役務の内容並びに販売方法を十分把握するとともに、加盟店に対しては、商品の供給を適正かつ円滑に行うため、販売予測及び在庫管理等を強化する」ようにというような指導も行つておるところでございますが、先生御指摘の新しい事案にしましては、私どももいたしましても実態把握に努めまして、この行政指導をさらに強化してまいらう方向で努力をしていきたいと考えておる次第でございます。

○後藤委員 もう一つ例示的に申し上げてみたいと思うのです。これは訪問販売との絡みになるんだらう、あるいはネズミ講的な性格を持つていて、これも大手信販がそれに絡んでくるわけですね。例えば、これは福井を中心としたネズミ講商法の例でありますけれども、印鑑三本組、仕入れ値一万九千円を十八万円で買って、この関連、つまり印鑑会社の関連のジャパンシステムに入会して、子供を三人ずつつければ一人について宣伝料として一万円ずつ還元するから、五代目の孫会員のところで百二十万円の利益を受け取ることができる。

このネズミ講というのは世間を騒がして大変問題になった行為でありますけれども、これが自分のお金あるいはいろいろな親戚だとか友人から借りてとか、サラ金から借りてというのはこれまでの例である。これに割賦で大手信販会社がクレジットを組んでいるわけです。したがって、ここでもまたネズミ講にのめり込まれた者が信販会社の支払いを求められる。例えば、ここではジャックスとかオリエントファイナンスとかセントラルファイナンスとか、こういうクレジットが組まれて代金の支払いを求められるということがあつた。

先ほど局長は、そうした信販会社に対して消費者信用というものはこれからは拡大していく、浦野さんの御質問にしまして、まだまだきちつと基盤整備がなされていらないというお答えでしたが、しかし、これからその基盤整備をやつていかなければならぬというその過程で、こういうように明らかに大手の信販会社がこういった悪徳な商行為に対してクレジットを組んでいるというところ、これは消費者保護を十分に確立をしていかなければならぬという通産行政として目を光らせておかねばならぬというように思ふわけでありまして、このネズミ講的な問題に対して、ネズミ講そのものは大蔵の方の所管になるのでしょうか、通産でやはりやるのでしょうか、こうしたものに信販会社が今の割賦販売と同じ形で全部クレジットを組んでいっているということに対して、局長はどういうようにお考えでございますか。

○小長政府委員 ただいま先生御指摘の貴品の案件でございますが、貴品株式会社がつておりまして、

具体的には販売の方法につきましては、これまでのところ関連の法律、具体的には訪問販売等に関する法律、それから先生御指摘の無限連鎖講の防止に関する法律、そういう法律に明確に違反するということ実を私どもは必ずしもつかんでいないわけでございます。ただ、販売の方法が違法であるということでございますと、購入者と販売者との間の契約は無効ということになるわけでございますから、これは新法に基づきますという信販会社への抗弁権の接続というところは可能になるわけでございます。いずれにいたしまして、本件につきましては、貴品の案件につきましては、もう少し実態の把握を行つた上で、私どもとしての具体的な対応を考えてまいりたいというふうに考えております。

○後藤委員 抗弁権の接続、これが今度の改正に取り入れられたということをお私は大変高く評価するわけでありまして、販売業者と消費者、販売業者とクレジット会社、このところについては今度の対応策である程度救済をされていくだらう。しかし、先ほど言いましたように幾つかの例を見てみますと、なるほど法の盲点になつてくる。そして、お互いが話し合つていけばこれは十分にやり得るかもしれない。それに對してただ指導だけでは済まないのじゃないかと私は思うのです。

私、資料を持ってきたのですが、その資料が今見たらたらないのであれですが、最近の、例えば銀行系クレジットにいたしまして、あるいは信販会社でいたしまして大変焦げつき債務がふえてきている。したがって、ふえてくることによる過当競争、そしていろいろな利益が上る取引というものはないだらうかと目を光らしてきているという中で、今、生まれてきている問題に對しまして、これからの検討課題としていわゆる加盟店契約のあり方というものが、この法律で対応できることになると、あるいは新しい法律になるのか、あるいはほかの既存の法律の改正なりによつて対応できるというのか、これは早急に検討して

いただきますと思うわけですが、いかがでしょうか。

○小長政府委員 ただいま先生の御指摘の問題に
関しましては、法律の対象にし得るかどうかとい
う問題も含めまして検討を続けていたいただき
たいと思いますが、当面いろいろ起つております
問題に関しましては、私どもは実態の把握に努め
るとともに、加盟店契約締結についての信販会社
に対する行政指導を強化することによりまして対
応を図ってまいりたいというふうに思っております。
○後藤委員 この問題については時間をいただき
まして、もう少し具体的な事例を提起をしながら、
一つの対応策をお聞きをしてみたいと思うわ
けであります。

先ほどの質問の中でもあったわけでありま
すけれども、もう一度お聞きをしておきたいと思
うのですが、クーリングオフの問題です。クーリン
グオフはアメリカの場合は三日間とか、ヨーロッ
プの場合は一週間とかというように御答弁がござ
いました。アメリカは消費者信用というものの歴
史が大変古いわけでありまして、しかも、消費者
教育というものがあつた程度徹底しているといま
すか、消費者の方も、こうした消費者信用あるい
は割賦販売等に対して十分に熟知しておる面があ
るわけでありまして。ところが、我が国の場合には
消費者信用というものが急速な拡大の中で、まだ
消費者自身も十分対応する能力と情報と知識
を持っていないというところから、こうしたクー
リングオフ期間というものはなるべく長く
してやる、そしてゆっくり頭を冷やして、この購
入取引はやるべきかどうかということについて考
える時間というものは盛つてやるべきではない
か、こういうように考えるわけでありませうけ
ども、この点、局長いかがでございますか。

○小長政府委員 クーリングオフの期間につきま
しては、昭和四十七年の割賦販売法改正時点にお
きまして、諸外国の例も勘案をいたしまして四日
間というふうに定めたわけでございます。その
後、諸外国の事例を検討してみますと、アメリカ

の三日というのは一番短いわけでございますが、
大体七日の制度をとつておる国が多いようでござ
いますし、一部西ドイツとかイギリスとかに十四
日というのがあるようでございます。

先生御指摘の、四日では短過ぎるではないかと
いう点もあるわけでございますが、本件に関しま
しては、取引の安定というファクターもあるわけ
でございます。一方において取引の安定を考え、
一方において消費者保護を考えると、その具
体的な接点をどの辺に見つけるかということであ
ろうかと思うわけでございますが、期間を延長す
る点に関しましては、今後の課題といたしまして
前向きに検討してまいりたいというふうに考えて
おります。

○後藤委員 その品物が契約成立したのかどうか
ということと四日間での処理をするのか、あるいは
一週間での処理をするのかということになると、取
引の安定の観点からいくと確かに問題があるだろ
うと私は思うのです。しかし、状況をお聞きしま
すと、ほぼ四日以内ぐらゐに契約解除等の申し出
というものはあるようでありまして、そういたしま
すと、これこそまさに情報化社会でありますか
ら、一つの統計といえますか、これまでの経験な
り経過等を見ていきますと、あと三日残ったから
取引が非常に不安定になつて、それまで何の処理
もできないのだ。みんな返品で、せっかくこれに
対応して商品を調達した、ところが全部解約にな
つてくる心配があるというようなことは、これは
現実的な取引なり経営の安定の観点からいくと
ちょっと大げさな心配だと思つていただけます。四日間
でほぼ大部分が処理されているということなら
ば、消費者保護立法だということですから、その期
間というものを、もう少し頭をクールにする期間
を、せっかくクーリングオフという制度ができて
いるのですから、局長も大変柔軟な頭脳構造を
持つていらっしゃるわけですから、その辺はかた
くなにしないで考えたい方がいいのではないかと
いうように考えるわけでございますが、
一言で結構です。

○小長政府委員 先生の御指摘もございまして、
今後の課題といたしまして前向きに検討させてい
ただきたいと思つております。

○後藤委員 あちこち質問が飛んで大変恐縮で
ございますけれども、割賦購入あつせん業者に対
する購入者の抗弁でありませぬ業者に対
する購入者の抗弁であるとか、いろいろなこと
に対しての支払い請求の拒絶ということはどう
然でありますけれども、それ以外に既払い割賦金
の取り戻しというようなものは一体考えられない
ものだろうか。あるいはせっかく抗弁権の接続を
認めたわけでありまして、損害賠償請求、こう
いったことについても考えられないだろうか、こ
の点について伺ひたいと思つております。

○小長政府委員 まず既払い金に対する返還請求
の問題でございますが、これはなかなか難しい問
題ではないかというふうに思つております。購入
者は販売業者に対して売買契約を解除するこ
とによりまして既払い金の返還請求というので
きる形になるわけでございます。販売業者が倒産
している場合などにおきましては、このような請
求権の実現というのは困難なわけでございます
が、これはいづゆる自社割賦などにおいても同
じなわけでございます。このような場合にあつて
ん業者への返還請求を認めるといふことになりま
すと、自社割賦に比べまして購入者をより有利な
状況に置くことになるのではないかとこのように
考えられるわけでございます。したがつて既
払い金の返還請求というのを認めるのは妥当では
ないかというふうに思つていただきたいと思います。
ただ、このような整理というのは、現行の民法
等の私法の特則規定としての本規定を置くに際し
ましての考え方というところでございますので、個
別事案ごとに裁判所が購入者にこのような返還請
求を認めることを完全に排除しているということ
ではないわけでございます。そのことは念のため
に申し添えさせていただきますと思つております。
それから、第二の御質問の割賦購入あつせん業
者に対します損害賠償請求の問題でございますが

れども、商品に瑕疵がある等の場合には、購入者
にあつせん業者に対します損害賠償請求権を認め
るということになりますと、あつせん業者は与
信的な側面からのみ取引に参加しておるとい
うことでございまして、いたずらに社会的コスト
を増大させることになるのではないかとこのこと
が懸念されますし、また購入者は、そもそも販売
業者に対しましてこのような主張をなし得ると
いうことになりまして、いわゆる自社割賦に比べ
ましてより多くの利益を購入者に与えることにな
るのではないかとこのように考えられますので、
この点につきましても損害賠償請求を認めるのは
妥当ではないのではないかとこのように考えてお
るわけでございますが、先ほどの例で申し上げま
したように、本件の場合にも裁判所が個別事案ご
とに、このような請求権をも購入者に与えること
を排除するものではないかというのを申し添えて
おきたいと思つております。

○後藤委員 もう一つ、抗弁の際、消費者は書面
の提出を求められるわけでありまして、この消費
者の書面の提出というものはどの程度のことを考
えておられるのか、この点をお伺ひしておきたい
と思つております。

○小長政府委員 中身といたしましてはなるべく
簡単なものというふうに考えておるわけございま
すが、当事者間での問題の解決が迅速かつ円滑
に図られまして、購入者の権利が不当に制限され
ることのないよう関係業界を指導してまいりつ
てもでございます。

○後藤委員 電話だけの抗弁というものは大変
難しいです。

○小長政府委員 口頭での約束というのでござい
まして契約には変りはないわけでございます
が、また、契約事項のすべてを書面に書くとい
うのも事実上困難であることとございまして、書
面記載事由に限定するといふ考え方を私どもは
とつていないわけでございます。

○後藤委員 そうするとセールスマンのセールス
トークというのは、これは抗弁できる範囲の

「販売業者に対して生じている事由をもって、」
の中ではきちっと位置づけることができるわけ
ですね。

○小長政府委員 口頭での契約事項でございま
しても、立証が可能な限り購入者は抗弁できるとい
うふうに考えております。

○後藤委員 それから、抗弁権の規定の中で、同
じように三者間の取引になっておりますローン提
携、これを適用しないというのは一体どういうこ
とのか。

それから、マンスリークリアカード方式、銀行
系クレジットカードについても同じような問題が
存在すると思うのです。先ほどの答弁の中でも
触れていただいておりますけれども、これは私
は必ずこれからの課題になってくると思うので
す。これについて、今はこういう扱いにしたが、
将来は考えていかなければならない問題であると
認識されているのかどうか、この点ももう一度お
伺いします。

○小長政府委員 まずローン提携販売についてで
ございますが、現実には抗弁権の接続に係るトラ
ブルがローン提携販売についてはほとんど起こつ
ていないというのも現状でございます。また、多少
法律論的に言わせていただきますと、ローン提携
販売の場合には販売業者が、購入者による代金支
払いのための金銭借入れを保証することになつ
ておるわけでございまして、貸付業者は、購入者
に債務不履行があった場合には販売業者に保証債
務の履行を求めることになるわけでございませ
う。したがって、販売業者と購入者との二当事者
間の関係というのが復活をするわけでございま
す。その結果、貸付業者が介入することにより抗
弁権が切断されるといったような問題は少ないの
ではないかというふうに考えられるわけでござい
まして、私どももいたしましては、ローン提携販
売については抗弁権の接続規定は及ばないとい
うことではないかというふうに考えてお
るわけでございます。

でございますが、本件につきましても消費者ト
ラブルがほとんど起こっていないという実態もあ
るわけでございまして、また割賦取引のあります
リスクから購入者を保護することを目的としたし
ます割賦販売法になじまない面もあるのではない
かと考えておるわけでございまして、抗弁権の接
続規定を及ばないという結論にしておるわけで
ございませう。

○後藤委員 抗弁の規定で金額のす切りが設け
られているようでありませうけれども、その理由あ
るいは下限金額を一体どの程度に考えていらつ
しやるのか、この点お伺いしておきたいので
す。

○小長政府委員 業者側の事情と購入者の期待と
を総合的に勘案いたしました結果といたしまし
て、具体的な下限額を決めようというスキームを
つくっているわけでございませうが、割賦購入あつ
せん業者は抗弁について調査の必要があるわけで
ございまして、少額な取引をこれが対象にするこ
ういうことになりまして、いたずらに社会的コスト
を増大させるという側面があるわけでございま
す。また一方、購入者のサイドから見ますと、一
定の金額以上の取引について抗弁権の接続を具体
的に期待しているのではないかと考えられるわけ
でございます。したがって、その両者の利害を
それぞれ勘案をいたしまして、具体的に政令の中
でその下限額を決めてまいりたいと考えておるわ
けでございますが、具体的に幾らにするかという
ことにつきましては、これからその実態を調査
し、かつトラブルの実例を見てから判断をしたい
と考えております。

○後藤委員 次に、大臣の提案理由の説明の中に
も第三項に「支払能力を超える購入の防止及び
信用情報の適正な利用等を図ること」が出てい
るわけでありますけれども、この点を具体的にお聞
きしておきたいと思うのです。

○小長政府委員 昨年七月の消費者信用産業懇談
会、これは産業政策局長の私的諮問機関でござい
ますが、その懇談会におきまして多重債務者の発
生を未然に防ぐためには与信の際に申込者の信用

状況を十分調査することが必要であり、そのため
には既存の情報機関を統合する方向で整備を進め
ていくことが望ましい旨を報告しているわけであ
ります。この報告を受けまして、当省といたしま
しては、既存の情報機関でございまして社団法人日本割
賦協会及び株式会社日本信用情報センター並びに
関連業界に對しまして、信用情報機関整備のため
の体制づくりを進めるよう要請を行ってきたわけ
でございます。その結果といたしまして、今申し
上げました二つの機関及び現在独自の情報機関を
持つてはいないのですが社団法人全国信販協会、
その三つの機関が販売、信用分野におきます信用
情報機関の整備統一を図ることと基本的には
合意に達しておるわけでございませう。現在その実
現へ向けて具体的な話し合いが進められてい
る状況になっておるわけでございませう。

○後藤委員 個人信用情報機関の整備の中で、今
局長が御答弁になりました日本割賦協会、日本信
用情報センター、全国信販協会、この三者が昨年
の暮れに合意に達してその整備を図るといふこと
になった。これも比較的のんびりして、いつごろ
どういうようにこの整備がなされていくのか。こ
れこそずっと督促し、行政の指導を強めていくべ
きではないかと考えるわけでございませう。各業界
を超えた横断的な情報交換制度というものがそ
ちおくれている面が大変強い、ですから先ほど来
いろいろ指摘しておりますような問題点が出てく
る。これは単に個人信用じゃなしに、それこそ販
売業者なり信販の会社なりの機もきちっと正して
いくような制度でなければならぬと思うわけ
です。

ただ、ここで私たちが心配するのはプライバシー
の問題です。信用情報の目的外利用というもの
がどうしても出てくるおそれを感じるわけであ
りますけれども、こうした規制に對しまして行政
当局としてはどういうふうに考えておられるの
か。

○小長政府委員 改正法案の第四十二条の四に基
づきまして、割賦取引関連業者及び信用情報機関

に對しまして信用情報の適正な利用を指導してい
く所存でございませう。

具体的には、プライバシー保護につきま
しては、業者が購入者の信用情報を信用情報機関に登
録する際には、当該購入者の承諾を得るようにな
すというところをまず考えたいと思ひますし、また
業者及び信用情報機関は、信用情報が関連のない
第三者に漏れないよう適切な管理を行うべきこと
を指導していくというようなことで対応してい
たいと考えております。

○後藤委員 そうしたプライバシーの確保とい
うものは十二分に対応策を考えておいていただき
たいと思ひます。

私どもの年代もそうですが、カードを利用
して商品を購入する、役務サービスを購入す
る、こういうことは不得手でありませう。しかし、
これだけ市場が拡大してきておると、一方に
おいて消費者教育というものがもっと徹底され
ていかなければならぬと思ひます。この点では、
アメリカの消費者教育等をお聞きしてみますと、
高等学校後期ないし大学教育の初期においてホ
ームマネジメント等の学習等もなされてい
る。実はきょう私、文部省も呼ばうかと思つたわ
けですけれども、それほどのことではないと思つ
てやめたのですが、我が国の高等学校あるいは大
学教育の中で、こうした消費者信用等に対するカ
リキュラムというものはないのじゃないかとい
う気がいたします。したがって、例えば家を建てる
にはどうしたらいいか、保険に入るには一体どう
したらいいか、あるいは消費者信用を利用するに
は一体どうしたらいいかというようなことが全く
知られていない。そういう経験なり教育を受け
る場というものが提供されていなければいけません。
したがって、割賦販売あるいは消費者保護の行政を
進めていく上において、もちろん法の体制なり行
政指導は十分強化をしていくが、一方の消費者の
構えというものも、ただ消費者ニーズだけに對
して市場が膨らむということを超えて、消費者の
自立した購入態度を確立していくために、これは

ぜひ大臣に要望しておきたいのでありますけれども、消費者信用というものが非常に重要な政治課題になってきているわけですし、これから大きなウェイトを持つてくるわけですから、教育の課程で、こうした問題に対して十分に国民が理解をしていくような体制をとるべきではないかということ、文部省の方にも要望してみたいと思いますが、こういうふうに思うわけですが、大臣いかがでしょうか。

○小此木国務大臣 御要望の趣旨よく理解できますので、私の考え得る範囲内で努力してまいりたいと思います。

○後藤委員 そこで、時間が大分経過してまいりましたので、中小企業庁長官もいらっしゃるわけでありまして、銀行系カードの問題等について、ひとつ局長と長官にお伺いしてみたいと思うわけでありまして。

二月の十四日の日本経済新聞ですか、百貨店あるいは銀行系のカードにも分割払い規制を緩和することを認めていく趣旨の記事が載っております。それから、これは二月八日の朝日新聞で「銀行系カードの割賦業務に銀行系」という見出しで、銀行系カード会社の割賦業務への進出は是非について、通産省も割賦販売審議会に新たに基本問題委員会を設置して検討するというような記事が出ております。一方、三月に入つてまいりますと、ちょうどこの法律案が出されたころでありまして、うか、その翌日でしたか、大蔵省がこれまた割賦販売の問題に対して、そういう新規参入のことを考えていくような統一消費者信用法等も制定してひとつ考えたらどうかというような意見も出てきているようでありまして。

こうした銀行系クレジットカードに割賦機能を持たせていくべきではないかという声が大分出てきておりますし、また、通産省としても、これに対して検討に入っていくかなければならない、先ほどの日本経済新聞等の報道を見ましても、そういう意向があるやに報道されているわけでありまして、けれども、この状況につきましてお伺いをしてお

きたいと思うのです。

○小長政府委員 先ほど先生が幾つか御引用なさいました新聞記事は、あくまでも推測記事だと私もは理解をしておるわけでございます。現在銀行系クレジット会社には割賦購入あつせんが認められていないわけでありまして、これは中小クレジット団体と既存業界の立場を配慮いたしまして、昭和五十二年の分野調整法制定時の附帯決議に基づいてとられている措置なわけでありまして。当省といたしましては今後とも附帯決議を尊重いたしまして、銀行系クレジット会社の割賦購入あつせん事業への進出につきましては、既存クレジット業界や中小クレジット団体へ与える影響等への配慮を図りながら、十分慎重に対処してまいり所存でございます。

○後藤委員 調査室からの資料を見ますと、中小小売商団体のショッピングカードの新規供与額等の統計を見てみますと年々利用額が減少してきておる。一方、信販会社等のカードは幾何級数的といは言いませんけれども大変な伸び率で伸びていっているわけでありまして。先ほど局長の御答弁の中で第三十三条の二の「登録の拒否」、それは通産大臣が登録を拒否することができるということで一応くつてあるわけでありまして、また分野法の制定の際におきましても附帯決議がなされているわけでありまして、ただ私は、こうした傾向、しかもパイが大きくなつていかなければ市場の中で、こうした銀行系クレジットなり信販会社のショッピングカードなり、あるいは中小小売商団体が皆々として今日まで努力してまいりましたショッピングカード等々がこれからのしを削つていくことになつていきはしないだろうか。

しかも、先ほど御指摘いたしましたように、大蔵省等は虎視眈眈とこの形を考へていくようでありまして、また通産省としても、マンスリーカードのこのカードが、割賦が認められないでずっといくというところは大変難しい情勢になつていくのではないだろうか。そうすると、ちょうど分野法がつくられてきたと同じように、こうい

う割賦市場といひますか消費者信用の市場の秩序を今度はどうつくり上げていくか。現在はこので一応保護されている。また局長は断固としてという言葉はなかつたわけですが、進出に対しては一応現在認めないという方向を確認をしていくということでありまして、これからなかなかそうはいかぬ問題が出てくる場合に、これからの協同組合として、小売商団体が今日まで、しかもローカルな場所におきまして一定の実績をつくり上げてきておる、これが新しい資本力と信用力の高い企業が参入してくるということになつていくと、いろいろな混乱といひますかトラブルが予見をされてくるわけでありまして、けれども、こうした問題について、中小企業庁長官としてはどういふ心構えを持っていられしやるのか、この点を確認をしておきたいと思ふのであります。

○中澤政府委員 中小団体、特に日本専門店会連盟あるいは日本商店連盟等が行つておりますクレジット事業といふものが、その組合員でございまして中小小売商の販売促進あるいは中小小売商自体の組織化、協同化といふ面にも非常に貢献しておるという面がございまして。ただ、先生御指摘のようにはクレジットをめぐる環境といふものは非常に激変しておりまして、情報技術の問題あるいは消費者信用の問題等が出てきておりますし、地銀カードの問題等非常に厳しい環境になつておるわけでございます。

私も中小企業庁の立場といたしましては、中小小売商の行つておりますクレジット事業といふものが健全に振興、発展していくことが非常に大事だと考えております。従来も商工中金の金融によりましてバックアップ等も行つておりますし、いろいろな面での振興施策も講じておるわけでございますけれども、先生御指摘のありましたような新しい事態に對しまして、中小クレジット団体がそのような環境変化に的確に対応していく、このための基本的なビジョンと申しますか対応策といふものを確立していく必要がございまして、そ

のために基本的な調査研究を行いたいと思つております。

五十九年度に新しい調査研究費をいたしまして中小企業小売商の新業態開発調査といふものを計上したわけでございますけれども、その中の重要な部分といたしまして、クレジット問題につきましても研究いたしまして政策を確立していきたいと思つております。中小小売商団体のクレジット事業に對しまして十分な配慮と施策を行つていく決意でございます。

○後藤委員 時間が参りましたので最後に大臣、今の質疑のやりとりの中でも私は指摘いたしておきましたけれども、訪問販売とか割賦販売、こういうことを超えた包括的な消費者信用に係る何らかの法律といふものもつくつていかざるを得ないといふような声は必然的に出てくるだろうと思ふのであります。そういう傾向に對しまして大臣が通産行政あるいは消費者保護——冒頭に私が申し上げましたように何となく消費者を保護していく、そして巨大な市場にどんどん発展していく中でどういふ法の整備体系をつくり上げていくか。まだ未熟なものがいっぱいあるわけですから、消費者が大変なトラブルに巻き込まれていくといふことになつてまいりますと、一つの割賦販売法あるいは訪問販売法といふようなものではくくりがたい問題がたふさん出てくる。私は、これはまた時間をいただいて御質問申し上げたいと思ふわけでありまして、つまり販売業者と信用供与していただきます信販会社との間の加盟店契約等に関しては、どこもタッチがでないというような状況にある。そのために泣かされている消費者がいるわけでありまして、こういった問題に對しまして、これまで十分な議論を進めることはできませんでしたが、この法がせつかく抗弁権の接統等に対して一定の前進をさせたわけでありまして、さらにこうした消費者保護立法の整備に對して大臣の御見解をお伺いいたしまして、私の質問を終わりたいと思ひます。

○小此木国務大臣 近年、割賦関係の取引がその

便利さのゆえに非常に増大していることは、私が今さら申し上げるまでもございません。しかし、一方において割賦購入あつせんのようなものについて消費者利益の保護、この法的整備がなされていまいがゆえに、またトラブルが増大していることも申し上げるまでもございません。このような情勢に対応するためにどう対処しなければならぬか、そこでこのたびの法の改正をお願いしたわけでございます。既に消費者信用全体に係る法的な立法を検討すべきではないかという声は、後藤委員のおっしゃることだけではなしに所々に上がっていることも私も十分承知いたしております。しかし、これは今後の重要な課題として慎重に対処してまいりたい、かように私どもは考えております。

○後藤委員 終わります。

○堀山委員長 和田貞夫君。

○和田(貞)委員 先輩の後藤委員の質問にできるだけ重複を避けて質問したいと思ひます。重複する場合もございますが、御了解いただきまして、本法の改正案について質問をさせていただきますと思ひます。

(委員長退席、渡辺(秀)委員長代理着席)

そこで、まず大臣にお伺いしたいわけでございますが、この割賦販売法という法律自体は、法の性格上いけば消費者の利益をも考え合わせるが、基本的には割賦販売業者あるいはあつせん業者の秩序を保つ上に立つての業者保護規定というように私は感ずるわけであります。しかし、今度の改正案は、消費者の保護ということを基本に置いて消費者保護の徹底を図っていく、こういう目的のために改正案が出されたものであると私は考えるわけであります。この点について大臣の方からまず御答弁をお願いしたいと思います。

○小此木国務大臣 業者の秩序をしつかりさせるということも即消費者の保護につながるわけでございまして、やはり消費者の利益の保護というものを私どもは第一義的に考えまして法改正をお願いしているわけでございます。

○和田(貞)委員 そこで政府委員の方にお尋ねしたいわけでございますが、この法の施行それから改正が一部なされて今日に至つておるわけでございますが、販売業者と消費者との間あるいは購入あつせん業者と消費者との間で、一具体的にどういふような面でのトラブルが多いのかというところを指摘してもらいたいと思ひます。

○小長政府委員 通産省の消費者相談室におきまして相談件数で見ましますと、近年、契約関係に係るトラブルが昭和五十三年度におきましては約千九百件であつたわけでございまして、昭和五十七年度におきましては約三千九百件と倍増しておるわけでございまして、これらのうちでも割賦関連取引に係るトラブルが大きな割合を占めておるわけでございまして、割賦関連取引に係るトラブルを取り形態別に見てみますと、割賦購入あつせんに係るものが圧倒的に多いわけでございまして、その相当部分がいわゆる抗弁権の切斷をめぐる問題なわけでございまして、このような動向は経済企画庁所管の国民生活センターが行いました調査結果からもほぼ同様な結果として認められるわけでございまして、今回の法改正はこのような動向に対処するものとして位置づけられるわけでございまして。

○和田(貞)委員 政令によつて指定商品が決まられておるわけですが、この指定商品外の取引から起こるトラブルはどの程度あるのですか。

○小長政府委員 商品の中で問題のある商品につきましては指定商品として指定をするという形になつておりますので、今、先生御設問の、指定商品以外でどんなトラブルがあるかということにつきましては、必ずしもその実態を掌握してない状況でございます。

○和田(貞)委員 取引形態がこれまで法規制の対象になつておらない部分から、今日までトラブルがどの程度あるのですか。取引形態が法規制の対象になつておらないながらトラブルが起こる面と、取引形態が法規制の対象になつておらないために起こつてくるトラブルと、どちらの方が多くですか。

○小長政府委員 割賦購入あつせんにつきまして現行法では行為規制の対象にはなつてないわけでございまして。したがしまして、先ほどトラブルの件数ということで触れさせていただきましたけれども、割賦購入あつせんをめぐるトラブルが大変ふえておるわけでございまして、それを今度新たに法律の行為規制の対象とすることによりまして、その辺のトラブルを防止をしていこうというふうな考えておるわけでございまして。

○和田(貞)委員 先ほどお答えいただきました指定商品外の取引におけるトラブルは、当然のことながら今回の改正にも含まれておらないわけでありまして、役務を対象とした取引あるいは役務を附帯した商品の取引、これにやはりトラブルが多いわけでございまして。

○小長政府委員 先生先ほどお触れになりました指定商品制度の中に、今度の新しい法律では消耗品を加えようとしておるわけでございまして、消耗品の幾つかをその指定商品に加えることによりまして、その面におきまして消費者保護というものは貫徹できるのではないかと思つておるわけでございまして。

それから、もう一つ御指摘の役務の關係でございますが、役務プロパーの問題に關しましては、いわゆるこの割賦販売法の対象となります法域以外の分野で、いろいろまだ考えなければいけない問題が多いのではないかと、今回は規制の対象からは指定役務という形で除いた格好になつておるわけでございまして、商品に付随した役務に關連いたしまして、本法の運用の中で具体的に対象として考えていきたいというふうな思つておるわけでございまして。

○和田(貞)委員 大臣、今御指摘をさしていただき、御答弁いただきましたように、今度の改正で消費者の保護を基本に置いて多くの改正点を盛り入れたということは、私は、これは敬意を表するわけでございしますが、しかし、今指摘いたしましたように、トラブルが将来にわたつて起こつてくる

という可能性のある部分が、今回の改正案で多くまだ盛られておらない面があるわけですね。今の御答弁でもおわかりいただいたことであらうと思ひますが、その点につきましては、これは最後にもう一度大臣の方に御答弁をお願いしますが、先ほど大臣の方から御答弁をいただいたように、このことで全く消費者に対する被害が生じない、トラブルが生じないということにはならない内容の分野の改正であるということであるわけですね。

○小長政府委員 ただいま先生御指摘のように、役務のある部分が外れておるということにつきましては、確かに先生の御指摘になつたような意味での問題は残るわけでございまして。ただ、私どもはここ数年の審議を踏まえまして、とりあえず消費者保護の観点から緊急に措置すべき事項として、四つの事項を挙げて今回の法改正の主要な点としたわけでございまして。

これはもう申すまでもないことでございまして、第一は割賦購入あつせんに対する購入者保護規定の適用の問題でございまして、第二が抗弁権の接続規定の追加の問題でございまして、第三が多重債務者の発生防止等のための規定の追加ということでございます。第四が定義規定の改正ということでございます。リボルビング方式や消耗品を対象として加えるという四つの点を主要事項としていたしました改正案を取りまとめた次第でございまして。したがしまして、当面の消費者保護の観点から見まして緊急に措置すべき事項として、この四つの点につきまして御理解をいただきたいというふうな思つておるわけでございまして。

○小此木国務大臣 今局長が御答弁申し上げたように、確かに今回の改正で見送つた部分もございまして。しかしながら、今後それをさらに実態を調査しながら、どのような規制を行うのが妥当であるか、これは引き続き検討するものもございまして。基本的には消費者利益の保護ということをまず一番大きく念頭に置いておるものであるということを御理解願ひたいのであります。

○和田(貞)委員 それでは具体的に質問しても

昭和五十九年四月十七日

らいたいと思いますが、今、局長の方からお答えがございました、役務の問題については今回の改正に盛り込まなかったというのは、例えば役務を提供する業者の方から、業界の方から、何らかの通産省に対するところの圧力があつて、そして今回の改正案に盛り込まなかったのか、そうでないのか、ひとつ明確にお答え願いたい。

○小長政府委員　先生御指摘のサービス関連の役務関係の業界から何らかの圧力というような問題は一切ございません。

本件に関しましては、私ども具体的に何とか法律の対象にならないかということで検討を進めたうえで、わけでございますけれども、役務につきましては大変さまざまな形態の取引が存在をしておるわけでございまして、その実態を解明する必要があるということが第一の理由でございます。

それからまた、第二の理由といたしまして、役務に関連した消費者トラブルの実態を見てみますと、いわゆる割賦取引といったような支払い方法のあり方というよりは、むしろ提供される役務の内容そのものに関連して発生している場合が多いのではないかとという二つの点から見まして、本法の対象として考えるというよりも、むしろさらに引き続きに実態を調査をして、どのような規制を行うのが妥当かというようなことについて検討していくことの方が適當ではないかというふうに判断をしたわけでございます。

○和田(貞)委員　いつまでに検討されますか。

○小長政府委員　これは特に期限を切っておるわけではございません。

○和田(息)委員 例えば今回の改正には盛られなかったけれども、少なくとも産權審によって、あなたの方が諮問をされ、答申が出ているのですから。これは役所的に当分の間というのが二十年も三十年も続くというようなことでは、トラブルが起こり被害者が出ておるわけですから、そうのうんべんだらりと研究、検討してもらったら困るわけですね。例えば今度の改正では結論が出なかったけれども、今、御答弁がございましたようにさ

らに実態を調査をして、そしてどのような対応の仕方 で法規制をやつたらいいかということを検討されると言うておるのだから、ことしはできなかつたけれども、少なくとも例えば次の国会で、あるいは一、二年後の国会で、ぜひとも役務を対象とした規制をしていく、法改正に盛るという考え方に立たれるかどうかということを、改めてひとつお答え願いたい。

○小長政府委員 具体的な時期につきましては今ここで確約はできないわけでございますけれども、問題意識といたしましては、私どもも十分把握をしているわけでございますので、取引の実態をよく検討いたしまして対応策を具体的に考えてまいりたいと思っております。

ただ、当面緊急に措置すべき事項といたしましては、商品に関連をした役務というのがあるわけでございます。その面における消費者トラブルというのが大々増大をしておるわけでございます。例えば教材と塾といったような場合でございます。まして、商品に役務が附帯する取引というような場合がそれに該当するわけでございますが、そういうようなものにつきましては今後、附帯役務を明確に契約書面に記載させるといふような指導を行いまして、取引の明確化を図つてまいらうことは当面処置してまいりたいといふふうを考えておるわけでございます。

○和田(貞)委員　そうすると、一切セールストークということはやらない、やらせない、口約束をですね、そういうような行政指導も伴うわけですか、業者に対して。これはやはり契約するにについてはその場限りの無責任なセールストークというのはあり得るわけなんです。そういうようなことはやらせないという、そういう販売業者に対する行政指導というのは厳にやられるわけですか。

○小長政府委員　今、先生の御質問の趣旨が、三十条の四に関連をいたします割賦購入あつせん業者に対します抗弁について、いわゆる書面記載事項に限定するかどうかという問題ではないかと思つうわけでございますが、その点に關しまして答弁

をさせていただきますと、口頭の約束であっても契約には変わりがないわけでございますし、それからまた、契約事項すべてを書面に書くというののも事実上困難なわけでございます。したがって、口頭での契約事項でございますけれども、立証が可能な限り購入者は抗弁し得るという考え方をとっております。

○和田(息)委員　それでは購入者が一人の場合、複数の場合、実証づけるものとして、例えば購入者が五人だったらそれは実証づけるのか、二人だったら実証づけるれないのか、一人だったら実証づけるれないのか、そういう問題が起こってきますが、大体実証づけるというのはどの程度考えておられるのですか。

○小長政府委員　今、先生御指摘の問題は、裁判所における立証の問題に関係してくるわけですが、最後は裁判官の心証ということになるわけでございます。したがって、複数者といえますか、客観的な証言のできる人がいる方が立証上有利な立場に立ち得るということは言えるかと思ひますが、今、御指摘の、数人であればより証拠能力が高いのかどうかという点につきましては、必ずしも私の立場ではお答えできないかと思ひます。

○和田(息)委員　その問題は、これからやはり起こってくる問題として具体的に、いかに抗弁権を与えても、今、御答弁いただいたように問題があるところであります。したがいまして、一々取引のときにセールスがじゃべつたこと、語つたこと、相手の人格の問題もあるのだから、消費者の方も、購入者の方もテープを用意して、それから取引するところこそは余りないかなと思います。

だからそこらが難しい問題でありますので、今後の問題として、いざ裁判になったときにこの問題が出てきますので、きょうの審議の過程で、そういう問題があったときに、たとえ一人でも購入者の方が、そういうことを言った、語った、しゃべった、約束したというように言った場合も、やはり抗弁権の付与されたものになるんだという程度

度のことは、ひとつ局長の方からここで発言しておいてもらわないと、あいまいにしていくと、これは一番大事な問題でございますので、ひとつ御答弁願います。

○小長政府委員 今、先生御指摘の問題は大変答弁のしにくい事柄でございますけれども、セールストークとはいいますが、消費者に対して、書面の形で具体的な事由が述べられる方が後々の立証上も有利な立場に立ち得るわけでございますから、そういう意味では書面をできるだけ準備するような方向で指導はしてまいりたいというふうに考えておるわけでございます。

○和田(員委員) 役務を伴う商品の取引について、今お答えになった面だけが、今回の改正の中で法文上は出ておらぬけれども、それだけがトランプ解消のために考えておられることですか。

○小長政府委員 先ほどもお答え申し上げましたように、役務を指定役務という形でもって本法の対象とすることは見送ったわけでございますけれども、役務に関連する消費者トラブル、例えば教材と塾といったような問題に関しては、関連の省令を改正いたしましたので、附帯役務を明確に契約書面に記載させることによりまして取引の明確化を図るということをやると同時に、業者者に対して取引の適正化のための指導を徹底してまいりたいというふうに考えておるわけでございます。

○和田(息)委員 その点はその程度でございまして、先ほども後藤委員の方から指摘があったわけですが、いわゆるローン提携販売です。このローン提携販売は、本会議の際にも大臣から答弁があり、先ほども局長の方から後藤委員に対して御答弁があったわけですが、これはトラブルがない、あるいは非常に少ない、だから対象外にしておるんだというようにお答えになったことであろうと思うのです。これには私の方からもひとつ質問いたしますけれども、銀行業界あるいはこれを担当する大蔵省、そういうところから今回の改正に当たって対象外にしてくれというような

ますから、現実に取引を選択する際に、それ以外

第一類第九号 商工委員会議録第十一号

来必ずトラブルが起こる可能性があるわけなんです。にもかかわらず対象外にしておいて、せつかく法改正をされるのに当たって、それでいいのか

てこういう問題が起きてきやしないか、こういうようにすればこういう問題が生じてこないだろうかというのを予測をして、後追い後追いじゃな

○和田(真)委員 さらに、これは昨年の例ですが、五月の二日に訪問販売でクレジットを利用して美容のための商品、マンナンとビタミンEを十

三万五千円で購入してある。そういう契約を結んだ。一日置いて五月四日の夜に解約をしたという内容を記載したはがきをポストに投函した。ところが、そのはがきの消印が五月の六日であった。したがって、クーリングオフには応じられないという返事が来たということですね。ところが、この五日というのは祭日です。そうすると祭日は郵便物の集配がなされない。それがためにこの問題が起きているわけです。だから、書面の交付の日からということ翌日からということでは一日消費者が保護されるし、なおその間に連休だということになって二日も集配物がこないというような場合に、これまたこの問題が起こるわけですよ。だから四日であるが五日であるが七日であるが、クーリングオフについてはそういう面も頭に入れて考えてもらわないと、四日が七日になったから、七日が十日になったからということだけでは決して消費者保護という立場が買えないわけですね。こういう事例が一つ起きているわけですが、そういう点についても頭に入れますか。

○小長政府委員 四日では短いのではないかと、少し長くすべきではないかという議論の一端といえまして、四日目の最後の日が休日の場合あるいは連休と重なりといったような場合は、その休日は除いて四日という対応も考えられるのではないかと、このクーリングオフの問題を考えます。ただ、このクーリングオフの問題を考えます場合に留意しなければいけないポイントは、先生御指摘の消費者保護の観点が一方にあると同時に、一方に取引の安定という側面もあるわけでございます。両者の接点をどの辺に見つけるかというのが課題だと思っております。仮に一定の期間延ばして四日プラスアルファとする場合には、最後の日が休日とか云々というのは余り考えないで、むしろ一律に期間を何日に延ばすという形の方が取引の安定の側面から見るといいということも言えるのではないかと思います。いづれにしても、その辺につきましてもは前向き

に検討をさせていただきたいというふうに考えております。

○和田(員)委員 これはただ法によって規制をしたりするだけではなくて、本会議の際にも指摘したわけでございますが、信販業者あるいは販売業者のモラルの問題、割賦販売を営まれる側自体の問題にも係るわけですので、せっかく取引をされ、事業を営まれるわけでございます。自分のやったこと、社のやったこと、自分たちの業界がやっておけることは社会的に消費者に対してどのような影響をもたらすのか、あるいは、このことをやっていいのかわからないかというのを十分にセーラムンまでにも徹底させて、いわゆる社会的な責任を持つという観点に立つてもらわないと困るわけですね。

そこで、いわゆる金銭請求訴訟に係る問題です。これは民事の問題ですので割賦販売に限ってということにはならないわけですが、いとも安易に取り立て金銭訴訟ができるということから起こってくるトラブルがあるわけですね。その点は行政指導として行政的なサイドから措置なりあるいは指導なりが考えられはしないかと思うのですが、そういう点はお考えにならないかと思うのです。

○小長政府委員 先生御指摘の訪問販売等におきまして販売業者あるいはセールスマンの教育問題というのは大変重要な課題でございます。御指摘のような方向で、私どもも具体的な研修強化の方向で努力をしてみたいと思っております。

それから、最後に御指摘になりました、いわゆる権利の乱用を防止するための具体的な行政指導ということでございますけれども、割賦関連業者につきましても一般の債権者と同様な法的な地位は認められるわけでございます。そういう意味では、いわゆる委任状の取得などということについても、それが不当なものであれば、その是正について関連企業を指導してまいりたいと思っております。

○和田(員)委員 これはあえて固有名詞は言うことを差し控えますが、大手の信販業者であるべきものがこういうふうになった事態は、契約の時点ではなかったのか、あるいは購入者が自分の気に入った内容でなかったためなのかというところは別として、とにかく支払いがおくれたとか、あるいは支払いがなされなかった、そういう場合には、正式に裁判所に申し立てて、そして法的手続によつて購入者に対して請求が行われたということと、それと、それまでの過程でわざわざ、裁判所へ行けば、あるいはどこへ行つたって用紙屋へ行けば用紙があるのですが、支払命令申立書というようなものを使つたり、それに付随するいろいろな書類ですね、さも裁判所に申し立てをしたかのような書類を作成したとして、購入者に対してしまして勧告状というふうなものを出しているんです。その勧告状によりまして、まだ裁判所からの支払命令が出ておらない、ただ支払命令の申立書の用紙を使つて、裁判所の方から支払命令があつたかのようなふうな文章を勧告状の中に書いておるのです。『不本意ながら、法定手続(支払命令)をとりましたことは、裁判所よりの書類にて、ご承知のことと存じます。』こういう悪意な勧告状をもつて、先ほども申し上げましたように大手の信販業者が、いわば消費者に対して、購入者に対して、うそを言つて偽つて、おどしの中で取り立てようとするような、そういう行為をやつておる大手業者があるのです。

○小長政府委員 割賦販売取引の健全な発展を確保するためにも、信販会社等の社会的信用を維持、確保するということは大変重要な課題だと思っております。したがって今、先生の御指摘のような事実、私も必ずしも掌握しておりませんが、せつかく今回の法の改正で消費者保護の立場を貫くんだと言つたところで片手落ちになるのじゃないか、こういうふうに思うのですが、どうですか。

○小長政府委員 冒頭にも申し上げておりましたが、本法の改正のポイントは、大

きく分けて四つあるわけでございます。割賦購入あつせんに対する購入者保護規定の適用であるとか、抗弁権の接続規定の追加であるとか、あるいは多重債務者の発生防止等のための規定の追加であるとか、リボルビング方式や消耗品を対象として加えるといったようなことは、まさに消費者保護を目的とした規定ということでございまして、こういう規定が入ることによりまして、我が割賦販売法も国際的に見て何ら遜色のない法律体系になるのではないかと考えておるわけでございます。

先生御指摘の、そこまで消費者保護が徹底しているのなら、目的をもうちょっと書き加えられないのかという御趣旨だと思ひますけれども、目的にははつきり購入者の保護という明文がございまして、私どもは、現行法の目的の範囲内で、今申し上げたような改正事項は処理できると判断をした次第でございまして。

○和田委員 時間がありませんで、最後にひとつ大臣のお考えをお聞きしたいわけでございますが、今いろいろ問題について議論をいたしました。しかし、私は決して消費者だけが善であつて業者が悪であるというように言つておられないわけですか。やはり業界、業者がモラルをお持ちになり、そして業界が健全な姿で発展されることを私は願つておるわけです。そのことを通じて消費者が保護されるということに相なるわけですから、だから私は先ほど、あえていろいろな点について申し上げたわけでございますが、これらの問題点を含めて、近い将来にわたつて法の再度の改正を図つてもらうということによつて、あくまでも消費者保護という点を貫いていただくと同時に、業者、業界の健全な発展ということを入れた法の改正をひとつお願いしたいわけなんです。これについて大臣の御所見をお伺いしたいわけなんです。

○小此木国務大臣 そのようなモラルに関する問題は当然売る方にも買う方にもあるわけでございますが、和田委員御指摘のような事実がそこにあるとするならば、我々は、十分実態を把握、調査

いたしまして、今後一層この取引の健全な発展を期していかなければならないと考えます。

○和田委員 以上で終わります。

○梶山委員長 本会議散会後直ちに再開することとし、この際、休憩いたします。

午後零時五十二分休憩

午後三時二十一分開議

○梶山委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

内閣提出、割賦販売法の一部を改正する法律案に対する審査を続けます。

本日は、参考人として早稲田大学商学部教授宇野政雄君、東京大学法学部教授竹内昭夫君、社団法人日本割賦協会理事長青柳忠一君、日本信販株式会社取締役社長木島利夫君、主婦連合会事務局長清水鳩子君及び日本消費者協会事務局長松岡萬里野君、以上六名の方々の御出席を願つております。

この際、一言ごあいさつを申し上げます。

参考人各位には、御多用中のところ御出席をいただきまして、まことにありがとうございます。ただきまして、本日午後二時三十分には本委員会に御出席願うよう御案内いたしました。が、本会議が当初の予定よりも時間を超過いたしましたので、本委員会の再開が、貴重な時間をお待ちいただきまして、まことに恐縮に存じております。

本委員会におきましては、目下、割賦販売法の一部を改正する法律案について審査を行つておりますが、参考人各位におかれましては、本案についてそれぞれのお立場から御意見を述べたいと存じております。

なお、議事の順序でございまして、最初に御意見をそれぞれ十分程度お述べいただき、次に、委員の質疑に対し、お答えをいただきたいと存じます。それでは、まず宇野参考人をお願いいたします。

○宇野参考人 御紹介いただきました早稲田大学の宇野でございます。

私は、昨年の九月から数カ月間、産業構造審議会の消費経済部会の部会長、こういうことで、この法律案の基礎になります答申の作成に当たりまして、その過程におきまして感じておりますことを、この法律案に関連して申し上げてみたい、こう思う次第でございまして。

若干、前置きをさせていただきますわけでありまして、こちらは商工委員会である、こういうことと見ますと、時代的な流れから見まして、産業の発展という点から見ると、生産といふものが大変重視されました戦後、それに金融を結びつけるということが最重点に置かれた時代があることを記憶するわけでございまして。その後、できた物をどうやって流すかということで流通関係のお金の手当てをしていく、こういうことで関係の業界も伸びますし、金融もそれに結びついて発展を遂げたというふうな気もするわけでありまして、私は流れから見ると、生産、流通といふ点で申しますと、消費といふものの金融も大変面倒を見よう、こういう考え方がちよと出てきていふというのが一つの大きな、これは大げさに言えば世界的な傾向であろう、こう思う次第でございまして、日本も同じような状況へ来ているという印象を持ちます。

それからもう一方、消費する方の立場から申し上げますと、戦後、食うものがなくて困つた時代から今日まで見てまいりますと、いかに食べたり身につけるものを量的に充足させるか、こういう時代から、今度はより質的な充実を求める、こういうふうな形へ参りまして、実は今日におきましては食、衣、住それから娯楽関連、こういう形で支出重点が変わつてきたわけであります。ここ四、五年をとつてみますと、生活全体を見直しまして、その生活全体としての質をどう上げていくか、こういうようなことが求められている時代に來ているような気がいたします。

前置きが長くなったわけでありまして、昭和三十六年に割賦販売法が制定されたわけで、そのときはちょうど先ほど申し上げました食、衣、その次の住に関連いたしますものを量質ともに充足をさせていきたい、それに関連いたしまして割賦販売といふものがここで取り上げられてきたと思つております。その点で見ますと、指定商品としては耐久消費財といふものが中心であつたか、こう思うわけでございまして。

この場合に、もう一つ申し落としましたけれども、昔は我々の年配からいいますと、とにかく貯金をしてから物を買うのだ、こういう感覚があつたわけでありまして、戦後少しく格好がついてまいりましてからは、それだけではなくて、むしろ貯金を先取りいたしまして、よりよい生活をエンジョイしていこう、こういう点から申しますと、割賦といふようなものに関心を持つてきた、こういうようなことも結びつきまして、三十六年に先ほど申し上げましたような割賦販売法ができたと思つてございまして。

その後、見てまいりますと、いろいろと時代は、先ほど申し上げましたようなことで消費構造も変わりますし、消費者行動といふものも変わるし、それから産業構造自身も、金融のあり方というふうなものも変わつてきたことは御案内のとおりでございまして、特にここ数年のところ、従来のような耐久消費財を中心とした自社の割賦といふものでは、自分でつくつたり売つたりいたしましたものに對しまして割賦販売の便宜を消費者に図つていくというふうなことがあつたわけでありまして、今日は御案内のように既に割賦購入のあつせんを行います業といふものが大変伸びてきているわけでございまして、むしろこの方が昨年あたりでは自社の割賦を上回るというのが現実の姿でございまして。

その点で見ますと、物を買入いたしました消費者の方の立場からいいますならば、一方の自社の割賦で買った場合においては、何かその品物にまづいことがあるといたしますならば、その支払いに

つきまして、それなりの対抗がし得るわけでございしますが、今申し上げましたような割賦購入あつせんということになつてまいりますと、あつせんをされた方の方は、きちきちとお金を最後までもらつていききたい、一方の品物ははずい、こういうようなことで、この辺に消費者の方から見れば取り扱いにバランスの崩れる問題が今、出てきたわけでありまして、この辺から見ますと、割賦購入あつせんという関係のものにつきましては、この割賦販売法では今までは取り上げていなかった問題でございまして、そこにトラブルが起つてきた、こういうようなことで、この辺を一体どう取り上げていくのかということが問題として取り上げられてきたことかと思つております。

今回の答申で指摘されました問題といたしまして、この審議会で問題になつたわけであります。四つのが問題として検討されたわけでございまして、第一番目は、先ほど申し上げましたような自社割賦と同様の購入者の保護規定というものを割賦購入あつせんなどの取引形態にも及ぼすということが必要ではないか、これが第一点であります。

それから第二番目の問題といたしましては、先ほど申し上げましたような、品物に何かまづいものがあつた場合において、自社割賦の場合においてはそれなりに消費者は対抗できたわけであります。割賦購入あつせんにつきましては必ずしもその手当てができておらない、こういう件につきまして、いわゆる抗弁権というものを接続すべきではないか。つまり購入あつせん業者からの支払い請求を場合によつて拒み得るようなことが考えられるという意味であります。

第三番目といたしましては、基本的には、賢明な、そして健全な売り手と買い手との結びつきによつて、こういう新しい取引形態というものが進んでいくべきものでございますが、現実にはいろいろと安易な使われ方、安易な提供の仕方、こういう問題もあると思つてございします。その点

で、過剰な販売信用供与の防止また信用情報の利用の適正化、こういうような問題についても検討すべきではないかということでありまして、それから最後の、第四番目といたしましては、先ほどもこれは申し上げたことでありますが、従来のような指定制度から見ますと、かなり限られた取引販売対象のものが問題として取り上げられておつたわけでありまして、現在の指定商品のほかに、耐久消費財ではなくて消耗品なり、また業務関連の取引と雑費関連の支出がふえてきているわけでありまして、そういう点についてのことも割賦販売法の対象にすべきではないか、こういう考え方になつたかと思つております。

政府で出しております法律案を拝見いたしますと、今申し上げましたように、我々の審議会でも検討いたしましたような趣旨のことがおおむね入つておるといふように私は理解するわけでございします。ただ、役務に関する規定につきましては除外がなされているようでございします。これは審議会として出しました方から見ますと不本意なことでありまして、なかなか立法技術的に難しい問題がある、こういうように聞いておりますので、これは現段階におきましてはやむを得ないといつたしまして、ただ、これは今後の検討にゆだねて、ぜひ皆さん方の方にも御検討いただく必要があることではないだろうかということが私の感じてございします。

以上、簡単でございましたが、所見を申し上げさせていただきます。

〇梶山委員長 ありがとうございます。

次に、竹内参事人にお願いをいたします。

〇竹内参事人 御紹介いただきました東京大学法学部の竹内でございます。

私は、昭和四十七年の割賦販売法の改正の際にも割賦販売審議会の審議に参加いたしました。今度も産業構造審議会の委員として答申の作成に至る審議に参加いたしました。このような立場から、今回の法案について私の意見を申し上げます。

前回、昭和四十七年の改正は、消費者保護のための緊急改正といたしまして、割賦販売条件の正確な表示と書面の交付、クーリングオフ制度の導入、ローン提携販売や前払い特定取引への適用範囲の拡大等を図つたものでございします。今回の改正もまた消費者保護のための緊急改正でございします。

その眼目の第一は、割賦購入あつせんについて、割賦販売と同様に取引条件の表示及び書面交付、クーリングオフ、契約解除の制限等の消費者保護規定を加えたことでございします。消費者の立場からいいますと、代金後払いで商品を手に入れた取引であるという点では、いわゆる自社割賦も割賦購入あつせんも同じ経済的機能を果たすものでございします。にもかかわらず、割賦販売の場合には与えらるる保護を、割賦購入あつせんの場合には与えられないという不均衡を生じておつたわけでございまして、その不均衡の是正を図ろうとするものでございします。

第二には、販売業者に債務不履行があつた場合、つまり商品を渡さないとか渡した商品に欠陥があるという場合には、消費者は割賦購入あつせん業者、つまり信販会社に対して、売り主に對して主張し得る抗弁、この商品を取りかえなければ代金を払わぬという抗弁を主張して信販会社の支払い請求を拒み得るということにしたわけでございします。

これは消費者の立場からいいますと、販売店と信販会社はいわばコンビを組んでいるわけでございまして、したがつて、完全な商品を渡さないようないわば悪質な販売店のために、信販会社が有無を言わせず消費者から代金を取り立ててやるというようなことは、消費者の利益を害するだけではないに、信販会社の信用をも傷つけるゆえんであります。

私は、国民生活審議会の消費者政策部長というのもしつておりますが、昨年末公表いたしました「店舗外における消費者取引の適正化について」という消費者政策部会の報告の中で、近時は訪問

販売につきましても信販会社が関与する場合が多くなりまして、これによつて一件当たりの取引金額がふえてきた、同時に販売店の債務不履行にもかかわらず、信販会社から代金の支払い請求を受けるという形のトラブルが非常にふえてきたことが明らかにになりました。そこでこの報告では、売り主に対して主張し得る抗弁を信販会社にも對抗して支払いを拒み得ることにすべきだということを提言しておるわけでございします。今回の割賦販売法改正法案はそれを実現しようとするものでありまして、この点の改正の意義は甚だ大きいものがある、かように考えております。

第三は、指定商品として消耗品を指定し得るよう指定商品の定義を改め、また、いわゆるリボルビング方式にも割賦販売と同様の規制を加えることといたしました。

これらの点は、私としてはかねてから主張してきたところに沿つて改正でございまして、もちろん賛成でございします。消費者保護の面から見て、かなりの前進であるかと考えます。

しかしながら、今回の改正もまた昭和四十七年改正と同様に、いわば対症療法的な緊急改正であり、かつ答申のうち、役務関連取引の適正化という課題は見送られております。本来、割賦販売法という法律は割賦販売という売り方の特殊性に即して規定を設けようとする法律でありますから、何を売るか、どういう商品か、どういう役務かということは関係がないはずであります。その意味で、指定商品制度とか、あるいはそれに倣つて規定しようとした指定役務制度というのは理論的には不徹底なものでありまして、私としては、すべての商品、役務を対象とするように改正をすべきであるといふように主張してまいりました。

それからまた、抗弁の切斷ということも、御承知のように消費者に手形を振り出さずして、それを銀行に割引に持ち込む、あるいは担保に差し入れるということをするれば、最も簡単に抗弁の切斷は実現できるわけであります。理論的には、それについて規制しないで信販会社の関与している取

引についての抵抗を認めるといふのは均衡を失うという問題も、これまたあり得るわけでありませう。

こういった点を含めて、割賦販売につきましても金融取引につきましても、消費者に後払いを認める取引、つまり信用を供与する取引を、漏れなく、かつ均衡のとれた形で規制しようといふと、これは消費者信用取引を総合的、包括的に規制する立法をする必要がございます。つまり、物の割賦販売だけに焦点を絞った法律では足りないわけでありまして、こういう法律はアメリカでは十五年ぐら前に実現されておりますし、イギリスでも十年前には実現されております。七年ほど前にOECDの理事会勧告が主張しておりますのも、加盟国にそういう立法をするようにという勧告をしておりますのも、こういう包括的、総合的な立法をする必要があるという考え方であります。

私も昭和四十七年、前回の改正が審議されました際に、やはり参考人として当委員会に出席いたしました。そこで同年の改正が実現した後は、このような消費者信用取引についての総合的、包括的な立法をする必要があるのだということを申し上げました。そして当委員会は同年の改正法案の審議を終えるに際しまして、附帯決議の第一番目の項目として、政府に対し、消費者信用保護に関する基本立法について検討を進めること、これを求められたわけでありませう。参議院の商工委員会の附帯決議も同様でございます。そこで、総理大臣を会長とする消費者保護会議も、その後数年間は毎年の消費者保護施策の課題として、信用取引に関し消費者保護を図るための総合立法につき調査研究するということを挙げてまいりましたわけでございますが、昭和五十三年、いわゆるサラ金問題が社会の注目を浴びるに至りますと、サラ金規制を最重要課題に取り上げるに至りますと、その後の動きは皆様御承知のとおりでございます。

もし昭和四十七年の当商工委員会の附帯決議の趣旨が実現されていたらとすれば、私はサラ金問題

があのようなことにはならなかったというふうに考えておりますし、また、今回の改正が目指したように、消耗品取引を含めるとカリボルピング取引を追加するとか、さらに役務関連取引を規制対象とすべきかという問題も片づいていたはずではないか、こう考えるわけでありませう。その意味で、今回もまた消費者保護のための緊急改正をしなればならなかったのは、前回改正の際の当委員会の附帯決議の趣旨が十二年間実現されなかったからではないか、かように私は考えるわけでありませう。もちろん、このような立法をするのであれば、通産省、大蔵省その他関係省庁の協力が必要でありませうし、国会におきましても、商工委員会だけではなしに、大蔵委員会との合同で御審議をいただくことになるのかもしれない。

いづれにいたしましても、当委員会におかれては、せっかく行われた附帯決議がその後どうなってきたかということについて、ぜひ心を配っていただきたいものだと私は念じております。そういったものと、今後また十年後に割賦販売法の改正が問題になった際に、私と同じような者がまたここで、各種事業者相互間の不公平という問題が残っており、その意味で対症療法的な手当てではきていないけれども、制度の基本的な欠陥は依然として昔のままだという意見を申し上げることになるのではないかと、かように懸念するものでございませう。

御清聴ありがとうございます。

○梶山委員長 ありがとうございます。

次に、青柳参考人にお話をいたします。○青柳参考人 ただいま御紹介をいただきました日本割賦協会理事長の青柳でございます。割賦販売法の一部を改正する法律案について意見を申し上げます。

当割賦協会は、自社割賦を行う自動車、家電等のメーカー、また百貨店、量販店等の流通業界を初めといたしまして、信販業界、中小小売商団体、さらにメーカー系クレジット会社等を会員とする

割賦販売業界、信用販充分野の総合団体としての性格を有する協会でありまして、各業種により立場を異にし、またおの競争関係にもありますので、割賦販売業界全体としての意見を集約することは必ずしも容易ではありませんが、本日は、全般的に見て今回の改正案について総合的な意見を申し上げたいと存じます。

既に、宇野、竹内両参考人からの御意見にもありましたが、今回の法改正は、消費者ないし購入者の保護の徹底を図るという見地から検討されたものであります。この点については、クレジット産業の最近の急速な成長の反面、種々のひずみを生じ、また消費者トラブルが多発しておるという点から見まして、通産省はクレジット産業のあり方と消費者保護の強化という観点から昭和五十五年より消費者信用産業調査研究会を設置いたしました。さらに昭和五十七年から同じく消費者信用産業懇談会を設置しまして、これらの問題について検討、報告を受け、昨昭和五十八年九月より産業構造審議会消費経済部会におきまして販売信用取引における購入者の保護の徹底を図るための施策について諮問し、その最終答申を受けて、これをベースとして今回の改正案が作成されているわけでありませう。この間、学識者、消費者代表、業界代表がそれぞれ参加して議論が行われておりまして、全般的にはそれぞれの立場の異なる意見が集約調整された形において今回の法案に盛り込まれておるものと考えられます。

それだけに、立場の相違により、法の対応を十分とする不満や行き過ぎと見る不満、異論もあるのではありませんが、クレジット業界にとりまして言うならば、規制の強化は決して歓迎するものではありませんが、大勢としてクレジット業界の健全な発展を図るとともに、消費者、購入者の保護を図るためには、今回の法改正は、大きな柱でありまして、抗弁権の接続の問題を含め、全体としてやむを得ないものとして受けとめていられると考えられます。むしろ、今回いわゆるリボルビング方式や割賦

購入あつせんのうち、個品割賦購入あつせん方式について正式に法規制の対象に組み込まれた点につきましては、法の対象範囲が明確になったと歓迎する面もあるものであります。もちろん、個々の条文につきましては、業界の一部において意見、異論がないわけではありませうが、具体的な法律の運用の面において、法律案成立後の政省令及び通達を検討する段階におきまして業界としても具体的な要望を行うことになりませうし、また種々配慮をお願いすることになるものと考えます。すなわち、法律の運用に当たつての今後のフォローアップについて十分な配慮を行うよう行政当局をお願いしたいと存じます。

次に、今回の改正案が成立した際には、法の施行に対応して今後の取引の安定を図り、混乱を生じないようにするためには業界として相当の準備期間が必要であります。この法律は附則により、「公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。」ということになっておりますが、この法律の施行期日についてはこの業界の準備期間という点を十分配慮されるよう要望いたします。

また、私ども協会といたしましては、その間に関係業界にこの改正法の趣旨及び内容をできる限り周知徹底を図るべく努力をいたしたいと存じます。また、この法律については、関係業界に対する周知のみならず、特に一般消費者、購入者等に法の趣旨、そのねらいとすることを十分周知徹底を図ることが必要でありまして、このことは当協会といたしまして重要な役割と考えております。したがって、一般消費者に対する改正法の周知広報活動につきましても従来以上の努力をいたしたいと考えておりますので、行政当局におきましても法の施行期日、法の周知につきましても、今後の取引の安定のため、消費者、業界の両面から十分な配慮がなされるよう要望いたします。

次に、今回の法改正案には過剰与信の防止、また消費者、購入者側における返済能力を超える多

重債務の発生防止についての規定が加えられているのであります。業者は、この規定によって従来以上に事前チェックをシビアにすることにより過剰与信の防止に努めなければならないのであります。このためには、個人についての正確な信用情報の提供が必要不可欠でありまして、この観点から個人信用情報機関の整備統合が強く要請されているところであります。

本件につきましては、通産省の行政指導もあつて、物販業界、販売信用業界におきましては、信用情報交換所を下部組織として持つております。当割賦協会と、家電関係を中心として組織しております。日本信用情報センター、さらに全国信販協会の三者が、現在、信用情報機関の整備統合についての基本的合意に基づいて具体的な統合方式について話し合ひを進めております。この点については統合システム、組織の両面から検討が進められておりまして、できる限り早い時期に具体的な統合の実現を図りたいものと念願しております。

業界としては、このように信用情報機関の統合の実現と正確な信用情報の提供、さらに信用情報の適正な利用等について今後さらに努力したいと存じますので、今後とも政府並びに関係方面の一層の御支援をお願いする次第であります。

以上、本改正案に対する意見を申し上げます。

○梶山委員長 ありがとうございます。

次に、木島参考人をお願いいたします。

○木島参考人 御紹介いただきました日本信販株式会社の社長の木島でございます。私は、業界人の立場から今度の改正について二、三の所見を述べさせていただきますと思います。

くトラブルのもとになっておりました抗弁権の取り扱いが明確になったということ、それから、その他消費者保護の配慮が法的になされたという点、かような点から見まして、我々は業界全体の立場から見まして、この健全な発展の上で望ましい改正であるというふうな受け取つております。これによりまして消費者は一番安心してクレジットの利用ができるのではないかと、また、業界はこういう法律によりまして、例えば加盟店の選択をより厳正にするなど、消費者トラブルを幾らかでも少なくするような姿勢が醸成されるのではないかと、我々としては望ましい改正であると受け取つておるのであります。

ただ、これを実際面から見ますと問題がないわけではございません。ここに、我々にとりましてや大きな問題とされることを三つばかり申し上げます。

その一つは、抗弁権の接続の系統の問題であります。これは後ほどまた申し上げますが、書面を出さなくてもいいという点に私は困惑をしておるのであります。

それから二番目は、接続する期間について何らの定めがない。つまり、いつまでも抗弁というものは主張できるということになりますと、業界としていろいろなトラブルが起るのではないかと、それから三番目は、遅延損害金の額が今度は法定の六%になったということによりまして、利用者には支払いを促進するインセンティブが劣ってくるのではないかと、この点が問題になります。

そこで、この中で私どもが一番問題にするといひますか、困惑をしておりますのは、抗弁権の接続の系統についてであります。それは、抗弁をする方は、法文によりまして、小売店に対して生じておる事由をもつて対抗できる、書面は求められれば提出するように努めなければならないというふうになつておりまして、抗弁を主張する方は何もしなくても抗弁が主張できるということに法律上はなつておるのであります。

どういふことになるかと申し上げますと、私どもの現在の仕事の上では、善意の方でも、旅行に行つたとか何かで第一回、第二回のお支払いをしていただけない方がかなりあるのをご存じです。今のうちに何もしくなくとも抗弁ができる、つまり支払わなくてもいいとなると、その中でそれが善意の人で、それが抗弁のために支払わない人か全くわからないということになるわけでありまして、それで何回も催促しているうちに、実は自分は機械を買つたけれども、機械が故障があつて、かくかくしかじかで金は払わないのだということが初めてわかるというように、これに相なるわけでございます。これは実務面では全く困つたことになるのであります。

なぜかと申し上げますと、私どもの仕事は、そういうお客様との間に起つておる事態をなるべく早く認識して早く手を打つ必要があるものであります。例えて申しますと、そういうトラブルが起つた加盟店に対しては、場合によつては債権の買い戻しを請求しなければならぬ事態が起るかもしれません。ところが、判明したときに、その加盟店は既に倒産しておつたというふうな事態が起るかもしれません。この抗弁権の系統、つまり書類を提出しなくても抗弁は主張できると、求められれば書類は提出しなければならぬという点につきましては、実際面ではかなり問題が残つておるのであります。私どもも、この点については今後自助努力といひますか、自分の力でどこまでこれがカバーできるかということについて疑問を持つておりますので、行政当局におかれましては、この法の運用面につきましては、今申しました点につきまして十分の御配慮をお願いしたいというふうに申し上げさせていただきます。

最後に、割賦購入あつせんを含めました消費者金融は今、著しく発展をしております。トラブルも起つております。しかしながら、発展をしていくというところは、それだけニーズがあるわけでありまして、私どもは、それなりに社会的な役割

を果たしておると自覚しておりますので、この業界が今後この法律によりまして、ますます円滑な発展を期待できますように、関係当局の御指導、御配慮をお願いして、私の発言を終わらせていただきます。

ありがとうございます。

○梶山委員長 ありがとうございます。

次に、清水参考人をお願いいたします。

○清水参考人 ただいま御紹介いただきました主婦連合会の清水鳩子でございます。きょうは消費者の立場から、今、提出されております改正案について意見を述べてまいりたいと思ひます。

まず最初に、私が今度の法改正を一日も早く決めたいただきたいという、その背景について申し上げてみたいと思ひます。それは、申し上げるまでもございせんけれども、消費者センターそれから国民生活センター、各消費者団体の苦情相談窓口等に最近これに関する苦情が大変に多くなつております。その一、二をここで御紹介させていただきます。

まず、東京都の消費者センターの相談課が発行しております「かしこい消費者」という消費者情報紙がございまして、その昨年の九月号、その見出しは何と「鳴りっぱなしの相談電話」件数押し上げる契約トラブル」というふうになつております。この中に消費者センターに寄せられた五十七年度の消費者相談の件数が書いてござい

ます。それは総数で一万六千五百八十五件、前年比一〇・一%と増加しております。そして、この件数は、昭和四十九年の例のオイルショック時にまさるほどの、センター開設以来の苦情の件数増でございまして、そしてそれを内容的に見てみますと、契約についての相談が三七%と圧倒的に高くなつております。これは申し上げるまでもなく、契約トラブルの増加が今日の消費者問題の象徴的な存在であるということであらわしていると思ひます。

そしてその中でさらに細かく、最高だった昭和四十九年と五十七年度の相談内容を比較した数字

がございますので、それを御紹介してみたいと思います。それによりますと、品質、性能では四十九年が三一・八%であったものが、五十七年には一二・四%に減っております。契約の方は一四・三%だったものが三七%というように急増しております。したがって、先ほど申し上げましたように、セクターに寄せられます苦情相談は、商品そのものの問題から今日では契約問題へと大きく変化していることが数字の上でも明らかでございます。

同じようなデータは、通産省の消費者相談室で受け付けました消費者苦情相談件数にもあらわれておりまして、契約関係が全体の六〇%、しかもその中でクレジット関係が一四%という高率を示しております。一方、国民生活センターで受け付けました五十七年度の消費者苦情件数を見ましても、クレジット契約関係が同じように二〇%というようになっています。これはもう現行法、特に象徴されております現在の割賦販売法の不備によるために起こる消費者苦情だと言っても過言ではないと思います。

このような背景の中で、早くから地方公共団体、消費者団体等から、このような消費者苦情の未然防止と消費者保護充実のために割賦販売法を早く改正してほしいという要望書がたくさん出ております。

きょうは時間がございませんで、一々それを御紹介することはできませんけれども、これを見ましても私は、今回の法律改正案が国会に提出されたというところは、一部には遅きに失した、それから内容的に問題があるという御批判があるかもしれないけれども、やはり一消費者として、あるいは苦情相談を受け付けております消費者団体の一人の人間として、ぜひ本法案を一日も早く制定してもらえないものかなというのを、ここに特に皆様方にお訴えしたいと思っております。

次に、この改正案を私どもの方が支持します主なポイントについて申し上げてみたいと思っております。

第一点は、今先生方からも御発言がございましたように、従来の割賦販売法によって規制されない割賦購入あつせん取引形態が今の消費者苦情の元凶でございまして、それが今度の法律の改正案の中に盛り込まれていることとございまして、そしてこの割賦購入あつせんに対して、現行法の購入者保護規定、すなわち取引条件の表示及び書面の交付、それから訪問販売の場合のクーリングオフ規定、契約解除等の制限規定などを全面的にこの割賦購入あつせんの中に及ぼすということは、これは非常に消費者苦情を解決する上にとつて大きな前進だと思っております。

それから第二点は抗弁の接続規定の追加でございます。これは今まで商品が届かない、それから届いた商品が欠陥商品であつたというような消費者苦情が、割賦購入あつせん業者への支払いを拒否できないという法律の不備のために起こつておりましたので、この点についても今度の改正は私たちにとつては非常にいい内容のものだと思っております。

それから第三番目は、今まで法律の対象に入つておりませんでした化粧品等と衛生用品など、いわゆる消耗品が法律の対象の中に入つたという、以上の三点が大まかに申し上げまして今度の法律改正案を一日も早く通してほしいという私の願いの根拠となつているところでございます。

消費者が契約に対して非常にむとんちやく、ふなれ、ルーズであるから消費者苦情が発生するという御指摘がございまして、もちろん、これは私どもも認めておりますので、消費者教育の徹底ですとか適正な情報の提供など、契約に関する認識を私たち自身も高めていかなければいけないのでございまして、一方で契約書面が非常に字が小さくて読みづらい、それから文章が難解であつて一般の消費者には理解されないというふうな指摘がされております。それで法律の改正とあわせて、こういう難解な契約書面、それから非常に問題をはらんでいる書面のつくり方それ自体につきましても、ぜひ改善をしていただきたい

と思ひます。

特に割賦購入あつせんの場合には、消費者は同じ場所、しかも同時に二つの契約にサインをすることが多々ございまして、それは契約書をよく見ればわかるじゃないかというふうに言われますけれども、先生方もごらんになつてわかると思ひますが、あの難解な書類に対して消費者が十二分な配慮をしつうふう注文をつける方が無理ではないかと思ひます。これは消費者がそういう苦情を発生させないような、わかりやすい親切な書面に改めるべきではないかというふうに思ひます。

それから最後に、私は今、法律改正案のプラス面を申し上げてまいりましたけれども、決して全部がプラスということではございまして、マイナス面というものもたくさんあるわけでございまして、

特に役務関係取引が落ちたということ、それから銀行系のものがやはり保護規定から落ちていたというところは、これは重大な問題を今後に残したというふうに思ひます。産権審の答申の中にはうたわれておりましたものが、ここで政府案の段階で落ちております。この事情につきましましてはいろいろ伺ひますけれども、私ももう一つわからない部分がございまして、商品だけで役務を落としたというところは、極端な言い方かもしれませんが、

も、車の片方の車輪をパンクさせたまま走るといふような感じさえないと思いますので、この役務関係の問題を今後どうするかということにつきましましては、法律的にもいろいろ問題があらひるようになつておりましたので、ぜひそこら辺を詰めていただいて、何らかの形でその範囲の消費者救済が充実されるようにお願いしたいというふうな思ひしております。

それからクーリングオフの期間につきまして、政府案によりまして現行法どおり四日ということとございまして、これは先ほど申し上げました各種の要望書にもすべてうたわれていることとございまして、やはりこれは最低七日には延長すべきであるというふうに思ひます。

すべきであるというふうに思ひます。

それから、今の信販会社の参考人の方からの御意見と私は全く反対でございましてけれども、抗弁を接続するための消費者の書面の提出のこととございまして、あれは答申の段階では契約書にうたわれていることと非常に厳密な縛りがかかつておりましたけれども、今度はそのまでの強い縛りはないということ、それからこの抗弁に「係る同項の事由の内容を記載した書面」を消費者が「求められたときは、その書面を提出するよう努めなければならない」ということが私はむしろ今度の法律改正のポイントではないかとさへ思ひます。先ほどから申し上げているように、もちろん消費者も書面の提出に当たりましては誠意を持って、そして努力するように努めていかなければなりませんけれども、それに期限の制限を設けたり、それから書面の内容について厳しい規定を置くということは消費者保護に相反することに

つながらないかと思ひます。大衆時間が遅くなりましたけれども、最後に、お立場上、業界の方にはいろいろの御意見があると思ひます。先ほど政令、省令の中で自分たちの主張を織り込んでいきたいという御趣旨の御発言もございましたけれども、やはり法律というものは、省令、政令によつて、ある意味ではすべてが決まると申しますか、そういう運用の面で非常に大切な問題がたくさんございまして、思ひます

が、この改正案の趣旨がその政令、省令の中で大幅にゆがめられないように十二分にその趣旨の目的を達していただきたいと思ひます。

そして最後に、これだけ急成長しております信用産業でございまして、ぜひ、この消費者苦情というものをプラス要因としてとらえていただいて、そして消費者の信頼を回復することによつてこの業界が発展するのを、そういう選択をぜひしていただきたいということをお願いして、私の参考人としての意見を終わりたいと思ひます。

○梶山委員長 ありがとうございます。

次に、松岡参考人をお願いいたします。

○松岡参考人 日本消費者協会の松岡でございます。初めに、私がここで意見を述べさせていただきます背景について少し触れさせていただきますと思います。

私も、日本消費者協会では創立以来、消費生活コンサルタントという人々を二十二年間にわたり約一千名以上養成してまいりました。この方々は各地の消費者センター、各地の消費者行政の消費者相談の窓口、企業の消費者相談の窓口等に相談員として大半の人が活動していらっしゃると思います。その人たちが日常受けております相談の中に、先ほど清水参考人が述べられましたように、この数年来、急激に契約に関する消費者苦情が増大しております。その現場にいる相談員の方々の切実な悲鳴のようなものが私どもに上がつてまいります。どうしても何らかの法的な施策を講じてもらわなければ、これらの消費者の被害を救済することはできないということを、私ども、数々の事例をもつて訴える次第でございます。

また、私どもの仲間といたしまして各地に消費者協会がございますが、そのメンバーで全国消費者協会連合会というものを組織しております。この全国消費者協会連合会の方にもいろいろな苦情が参っております。昨年十一月にすべての信用供与に関する契約について法の目をかけてほしいということ、それから個品割賦購入あっせんを法の規制のもとに置いてほしいということの要望を出しております。また、先ほど申しました消費生活コンサルタントのメンバーの組織しております日本消費生活コンサルタント協会と私ども日本消費者協会と連名で、昨年九月とことしの一月の二回にわたって、割賦販売法の改正に当たりまして要望を、具体的な事例、約五百十例を添えて通産大臣にお出ししております。

そのような背景をもとにしまして、私ども、この割賦販売法の改正を非常に興味を持って、どうか、切実な目で眺めてまいりました。今回政府原案として提出されました中身を検討させていただきます。

きますと、かなり私どもの要望を入れていただいた点と、それから期待していたのが入らなかった点と両面ございます。

まず、適用の対象の範囲でございますけれども、要望といたしましては、すべての信用供与契約をこの対象に入れてほしいというのが私ども全員の一致した要望でございます。といいますのは、いろいろな取引形態があらわれてきて、それを指定商品、指定品目という形で取り上げていきますと、必ず網の目からこぼれていくものが出てまいります。新たな法改正をお願いしますと、それに非常に時間がかかっています。現に個品割賦購入あっせんは、これだけ消費者トラブルがふえてまいりましたのは、これが割賦販売法の中に入っていないからと私たちは見ております。そのようなことから、できるだけ包括規制をしていただきたかったということが一番残念な点でございます。

しかし先ほど申しましたように、現在、苦情相談の中に大きな場を占めて、件数を多くしておりますトラブルは個品割賦購入あっせんでございます。して、これが今回、対象の中に入ることとは、随分実際の消費者被害を救済する面では前進することになると思います。

それから、リボルビング方式というのは新しい形態のクレジットでございますけれども、やはり私ども、これが行く先非常に消費者被害を生むのではないかと懸念を持って幾つかの事例を見てまいりました。今回、これも対象の中に入ることということで非常に喜んでおります。

また、耐久性を有しない商品というのが今回、改めて入るとことで、先ほど清水参考人が述べられましたように、化粧品や衛生商品にしまして、今までは対象外になっておりましたのも、これに入れていただくことができ、随分現実の問題としては違ってくると思います。

ただし、先ほど清水参考人が述べられましたように一括払いのマンスリークリアの形態のもの、これはまだ事例が多くはないといいますが、や

はりぼつぼつ事例が出てまいっております。また、役務関係の取引につきましては、消費者トラブルというのがほとんどふえてきております。これはぜひ入れていただきたいという強い要望を私どもも出してまいりましたけれども、今回産権審の答申に入っており、これで適用範囲の中に入れていただけるのかと期待しておりましたが、今回の政府原案には盛り込まれておらず、非常に残念に思います。この役務関連取引につきましては、今後とも何とか早急にこの対象の中に入れていただく努力を続けていただきたいと思います。

それから、今回の法案の中で私ども一番喜んでおりますのは、抗弁の接続の点でございます。それから、その抗弁の接続の方法につきましては、事由に制限がないということ、現実の消費者のトラブルに接してみますと、非常に大きな違いでございます。この抗弁の事由に制限がある、例えば産権審の答申に盛り込まれたように、書面の記載事項というようにすることで制限がありまして、現実、私どもが今相談を受けています大半のトラブルはこれに該当しないようになってしまっています。と申しますのは、ほとんどセールストークによって起こってくる問題が多いからでございます。こういうことで、書面に記載されたことだけ、契約事項だけということになりますと、抗弁の意味が現実的にはなくなるということで、私どもも非常に心配しておりますが、この政府原案によりまして、事由に制限がないことは、現実的な消費者被害を大幅に救済することになると思います。

それからまた、手続が書面にこだわられていないという点についても、非常に大衆的な消費者の被害を救済するようになると思います。先ほど木島参考人が、書面でないために起こってくる非常に問題点があるというふうにおっしゃいましたけれども、実際に何も音さたなく突然支払いをしなくなるということ、これはまた抗弁と別のものがございます。抗弁としてあらわれてきますのは、事前に販売業者や信販業者に対する何らかの

コンタクトが当然あるわけですが、抗弁というのは、消費者にとつて最後の手段でございますので、これが何かわからないうちに抗弁の接続をされていたということはほとんどあり得ないことではないかと思えます。また、そういうことをやはり消費者へ向けて知らせる努力が必要なのではないでしょうか。

以上のようなことから、抗弁の事由に対する制限、それから手続に対する制限というのが余りつけられず、実際の消費者が何をしたいかわからなくなるわけで、その戸惑っている間に被害も救済できなくなってしまうということが往々にしてございます。現行法の中でのクーリングオフの手続が書面をもつてというふうになっておりますが、一番出てきますのは、電話で連絡をしたら、セールスマンがいなくても少し後に連絡するようになるとか、言い逃れをされながら日数を経ていくケースが多くあります。それから、現実には正常な経営をしておりまして、ときには電話で連絡があつて書面をもつてとされているときに電話で連絡があつても、それで十分対応しておりますし、それで問題が起こるといこともほとんどなく、正常な活動を続けていらつております。書面とか、例えばクーリングオフの場合、内容証明でというように言い方を厳しくする業者ほど、何らかの別の意味を持って、販売方法に無理があつたということを営業上認めた上でやっております。なところに限って書面を強調するような感じがいたします。そういう現在のクーリングオフの運用を見てまいりまして、抗弁の手続の仕方が必ずしも書面でなくてもそこそこ起すようなことはないと存じます。

それから抗弁の問題の中で二つ適用除外の条件が出ております。政令で定められた金額に満たない支払い総額ということになっておりますが、これはできるだけ金額的には低い額にして適用範囲を広げていただきたいと思えます。また、購入者にとつての商行

は、事前に販売業者や信販業者に対する何らかの

為となる指定商品ということが適用除外になつておりますが、これもできるだけ商行為の判断を素人の消費者が適用されないように制限していただきたいと思ひます。と申しますのは、現在、例えば美しくなるからとか英語がしゃべれるようになるからというのと同じように、もうかるからというのとは非常に素朴な消費者の魅力でございまして、もうかるからという言葉につられて商品を購入する場合が多くなります。そのもうかるということが商行為につながるかどうかということは非常に難しい問題でございまして、あくまでも素人が手を出してしまつたもうかる話というのは商行為とは言えないのではないかと申します。こういうことで現在自動販売機が商行為として認められるのは最初の一台は除外されておりますけれども、そういった方便で何らかの緩和をしていただきたいと思ひます。

それからクーリングオフにつきましては四日間という現行どおりになつておりますが、私どもも要望七日間を出しておりますけれども、例えば日曜祭日を四日間の外に出して、カウントしないようにしていただくだけでも随分違います。現実には四日間では困るといふのは、例えば現在日曜日はポストの集配がされません。そういうようなことで書面をもつてという手続をするためには、四日間というのが日曜日があれば実質三日間にしかならないといふことが一番ネックになつております。そういうことで、今後、七日間ということが無理ならば、政省令の中でもこの四日間の計算の仕方を変えていただけて、少しでも消費者を救済できる道を開いていただきたいと思います。

私ども要望してまいりました点はかなり入つてきたわけですが、例えばローン提携取引に對しては抗弁がからなくなつております。これは苦情事例が少ないといふことが一つの理由に挙げられております。確かに私どもからも苦情事例をたくさんお出しすることはできませんでしたが、ただ先ほど申しましたように規制のない方へ業者の取引は流れていきます。特に悪質な業者ほどそう

いう方向に流れてまいりまして、マンスリークリアとかローン提携、役務関連取引というような規制の甘い方へ向かつて今度は新たな契約トラブルが起つてくるのではないかと申すことを非常に心配しております。そういうことから、できるだけ早く包括した法案を考えていただきたいと思ひます。

ただ現在、先ほど申しましたように非常にたくさんさんの契約トラブルが参つております。これを一日も早く救済するといふことが大事なことでございまして、私どもも完全に満足しているわけではございませんけれども、個品割賦購入あつせんとか抗弁の接続といふ非常に大きな部分で救済される道が開かれておりますこの改正案をぜひ早急に通過させていただきたいと思ひますし、一日も早い施行をお願いしたいと思ひます。

また今回、法案の中に過剰な販売信用の供与の防止についても触れられておりますが、訓示条項とせず何らかの具体的な方策を示していただきたいと思ひます。

また、信用情報の問題に關しましては、個人の信用につきましては公開していただいて、訂正することができるような道をやはり開いていただきたいと思ひます。

さらに、クレジット関係につきましては、消費者にとつてまだまだなじみの薄いものでございまして、ぜひ消費者教育といふのを政府も徹底することを考えていただきたいと思ひます。

以上、私どもの意見でございます。

○梶山委員長 ありがとうございます。

以上で参考人の意見の開陳は終わりました。

○梶山委員長 これより参考人に対する質疑に入ります。

質疑者に申し上げます。お答えをいただく参考人を御指名の上、質疑をお願いいたします。

なお、念のため参考人に申し上げますが、発言の際は委員長長の許可を得ることになつております。

す。また、時間の制約がございますので、お答えはなるべく簡潔にお願いいたします。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。浦野休興君。

○浦野委員 参考人の皆様方から大変貴重な御意見を拝聴いたしました。私も大変ためにさせていだいておるわけでありまして、時間がございませんで早速質問をさせていただきますと思ひます。

竹内先生にまず御質問をさせていただきますけれども、先生の意見陳述の中で後半に力点を置かれて述べられた総合立法を早急にすべきではないか、既に先生におかれては四十七年の改正時点でそれを主張されたというお話でもございました。

これについて世界各國、アメリカ、イギリス等比較も出されたわけでございますけれども、私どもも大変重要なことだと受けとめさせていただきますわけでありまして、重ねていふことになるうかと思ひます。すけれども、いまだ少し詳しく先生の考えをお聞かせいただきたいと思ひます。

既に、消費者信用につきましては出資法とか訪問販売法、これはちよつと別な観点からだと思ひますが、あるいは貸金業の規制法、そして本日割賦販売法、さらには質屋営業法といううなものも関係してくるかと思ひますが、そういうものを総合した形で立法を諸外国では既に以前につくられておるのかどうか、その点も含めてお答えをいただきたいと思ひます。

○竹内参考人 ただいまお話しになりましたとおりでございます。質屋営業法とか貸金業法とか、また利息制限法とか、こういう消費者信用の取引の局部局部について幾つかの法律を積み重ねてまいつておるといふのが各國とも大体共通して見られるところでございます。そういう幾つかの法律をつくつて、また幾つかの改正を重ねてまいりました結果、アメリカなどでは消費者信用に関するそれぞれの州の法律がどうなつていふのかというところを調べるのは弁護士にとつても非常に大

変だというような状態に立ち至つてしまつたわけでございます。こうなりますと、消費者にとつて自分の行つてゐる取引がどの法律のどの条文の適用を受けるのかといふふうなことを素人がわかるなんといふことはとても考えられない。そこでそういう古い、ホジボジと申しますか、局部的な立法を積み重ね改正をしてきたものを一遍御破算にして新しいものをつくり直そう。新しいものをつくり直す場合に大事なことは、先ほど私がちよつと申し上げたことでもございますが、いろいろな業態相互間で不公平をなくす。例えば割賦販売業者だけを厳しく規制する。そうしますと、サラ金業者とかあるいは銀行とか、これはお金を貸すという取引でございます。消費者にとつては、月賦屋さんでテレビを買うのか、それとも現金を借りてきて現金払いでテレビを買つて代金を銀行やサラ金業者に月賦で返していくのか、これは取引の経済効果としては同じことでもございまして。ところが、一方だけを取り締まつて、一方だけを規制しないといふことになりまして、業態相互間に不公平が起きます。これでは公平な競争といふのは成り立たない。これが一つの理由でございます。

それからもう一つは、割賦販売業者との取引に当たつては十分な消費者保護が与えられるけれども、金融取引については十分な保護が与えられないといふことになつたのでは、これは消費者保護に欠けるわけでございます。

貸金業者規制法ができるまでといふのはまさにこういう状態が続いておつたわけでもございまして、割賦販売業者は割賦販売法によつて非常に厳しい規制を受けるけれども、融資、金融取引をする事業者の方は利息制限法とか出資法のようなごく大まかな法律しかないという意味で極めてバランスを欠いた状態であつたわけなんです。そういう状態を改めて、包括的にしかも均整のとれた法律をつくることによつて、一方において消費者の保護の万全を図るとともに業態間の不平等をなくす、これが各國の新しい法律の考え方であり、私

の問題を含めてこういう卑近な例があるので、一つ一つの例を出していただきたいと思うので、それからもう一つは、いわゆる銀行系の事件、これは通産省の方はトラブルの事例が余りない、少ないから今度の対象外にしたのだというように言っておるのですが、もしもその点の事例がありましたら、例え一つでも結構ですから、この機会に出していただいたら結構かと思うのです。

○松岡参考人 事例の突然の御質問ですので、十分でないかもしれませんが、先ほど私も申しました役務の点につきましては、最近特にいわゆる予備校的なものがございまして、これは固有名詞を挙げるのはなにかと思ひますので名前を申し上げませんが、大体該当する高校生のいる家庭に電話でかなりしつこく勧誘いたしまして、その上訪問して勧誘するわけですが、受験生となる高校生に對してもかなり勧誘するわけです。これは自分のところの塾に入ってくれば入学試験は絶対大丈夫だというような形で勧誘してきます。ところが、金額的には大体四十五、六万で、どういうわけか人によって金額が幾分違います。そういうことで勧誘されますが、高校生自身が進路を必ずしもきつと決めていゝるわけではなくて、半年くらいしまして、進路が受験の問題とは違ふなんというところが出てきます。また高校生自身が勧誘に應じて、親としてとてもそういうことは適当でない、もつと方法があると考えて解約を申し出るということもございまして、ところが、なかなか応じてくれないという形のトラブルが、ちょうどシーズンでございまして、今非常に多く参つております。

こういうものも、今までかなり有名になりました。倒産しましたコピー出版のような場合は、塾だけというのもありましたけれども、教材がついておりましたので塾つきということで処理してまいりました。入試を目指した者にとりまして純然たる役務だけになつてしまふわけです。そうしますと、実際にはこの法律の範囲には入らないわけでございます。これが非常に大膽なトラブルに

なつてきた場合どうしたらいいのか、今出だした問題ですので、私たちも非常に重視しております。

それから銀行系とか、マンスリークリアのケースではボーナス払いというのは結構ございまして、専門店なんかの關係での契約がございまして、普通でしたら購入した商品を受け取つてしまふわけで、余り問題は起こらないわけですが、修理に戻してしまつた、買つたけれどもぐあいが悪くて修理に出したとか、洋服のサイズ直しを出したとかいうことで、商品を受け取らないうちに販売店が倒産するというケースがやはり幾つかございまして、そういうときには商品も受け取れない、支払いだけが残るといふ形でございまして、そういうことが一番大きな問題じゃないかと思ひます。

あとは、ローン提携の方の問題につきましましては、オートローンのようなものが該当するのかわかるといふところがありますけれども、オートローンは現在非常に多くなつておりますので、今後金額の高いものはそういうローン提携の方へ移動していく可能性は十分にあると考えています。

ちよつと準備不足でございますので、十分事例を御紹介できませんけれども、以上のようなこととでございます。

○清水参考人 役務が落ちた場合に私が非常に心配いたしますのは、最近、商品と役務が付随した取引が多くなつてございまして、そうした場合に片方は法律の対象の中で規制を受けるけれども、役務のことについてはどうするかという事です。先生十分御存じと思ひますけれども、教材と塾がセットになつた取引、あるいは問題が非常に多くなつてございまして、役務を外すという場合に商品と一緒にした取引をどうやって救済するか。これは方法としてしましては、契約書面のところで省令で書くといふことも可能なように伺つておりますけれども、どの時点で役務を評価するかとか、役務の範囲をどこで限定するかという技術的な問題が非常に多いといふふうに向つておりますので、今回無理でございしたら早急に役務の実態を調査

しまして、どういうふうにやつたらいいかということを含めて、どういふふうな大事だと思ひます。あんな形でも入ることがまたかえつていいか悪いかという問題もございまして、最初に申し上げました商品と役務が付随したものについてはもう現実に動いてくるわけですから、これについては扱い方というものをひとつ考えていただければと思ひます。

もう一つ、自動車教習所の信用産業があるのです。公認でないために実地試験が免除にならないといふことを習ひかけて初めてわかつた。それでは困るので、それを解約したいと思つたけれども、もう信販契約に移つてしまつてゐるために、結局実地試験をまた別のところで受けなければならなかつた。そういうことが消費者は受けてみて初めてわかつたといふふうな例もございまして、

○和田(員)委員 清水さんと松岡さん、今後そういう役務関連あるいは役務を伴う商品のトラブルの事例、そういうものをできるだけ我々の方に資料として提供してもらふようにひとつお願いしておきます。

木島さんと青柳さんにお尋ねしたいのですが、先ほど消費者のお二人の方から言われておりましたように、実はトラブルが一番多いのは契約の時点での原因が一番多いといふように言われておつた点でございまして、決して消費者と業者、業界は相対立するものであつてはいけなかつた、またそうではないと思ふのです。したがつて、いみじくも消費者団体の方から言われておつたように、そういうふうな消費者の苦情というものを業界の健全な発展のために生かしていただく、ぜひそういう立場に立つてもらいたいものだと思つておるのです。

そこで、御質問をさせていただきたいのですが、いわば販売員、セールスマンが購入者との間にいろいろな口約束、あるいはさもあり得ぬような言葉が出てくるというふうなことで、あるいは一定のセールスマンが今日、信販業界の過当競争の中で時を逃してこなくてはならないといふことで、無理な販売の方法でそういう問題が出て

くるやにも思ひますので、消費者との間に信頼度を高めるためにも営業マン、セールスマンに対する徹底した教育というものがなされなければ、幾ら法律が改正されたとしてもそういう問題が伴つてくるような気がするので、そういうふうな点で、現在も、あるいは将来にわたつて、しかもこの法律の改正によつて、今いみじくも準備といふことを言われておりましたが、そのことを含めて準備といふふうにお考えになつておられるのか。今後トラブルを解消するために、消費者の皆さんに迷惑をかけるために、我が社、我が社とこぞつてそういうトラブル解消のための教育といふものをお考えになつておられるのか、これをひとつお聞かせ願ひたい。

それから二つ目は、大方は善良な販売業者であるわけですが、中には余りにもあなたの方の過当競争の中で、好ましくない、悪質、悪徳な販売業者あるいは訪問業者、そういうものを契約店に組み入れることに、今度は拒否権が接続されたわけですから、今までのようにはならないと思ひますけれども、そういうことについてけじめのとれた、秩序ある契約店と契約していくといふようなことをこれからやつてもらわなくてはならないのじゃないかといふように思ふのですが、その二つの点について御両人からお述べ願ひたいのです。

○木島参考人 お答え申し上げます。今の先生の一と二の御質問は相關連してゐると思ひます。まず一の方でございまして、私も業者のセールスマンをしっかりと教育しろ、こういうお言葉でございまして、これはいろいろな角度から現在やつております。特に最近のように消費者トラブルが多くなる原因が主として不良加盟店に起因していることが多くなつてございまして、その加盟店についての日常のしぶりについてどういふところをチェックしないといふことはよく教育しているわけでございます。

例えば、業界の評判はどうだとか、あるいは付近の評判はどうだとかいふいろいろなことで、場合に

よつては、こういう事態に立つた場合は興信所の報告をとりなさいとかという教育はしているわけでございます。そういうことで、私も業者のセールスマンは教育しているわけでございます。

さて二番目の、加盟店はそれでは一体どういうセレクトをしているのかということでございますが、これにつきましては今申しましたように、いろいろな点でチェックをしているのでございますが、私どもの商売は銀行と違いますので、銀行の融資のようにシビアにやるわけにもまいりませんし、また、加盟店の中には零細なものもございまして、また、零細なものを排除するわけにもまいりませんので、その辺につきましては、今申しましたような業態あるいは世評、そういうものを中心にして判断をしているということが中心になっております。ここさえ見れば不良加盟店であるかどうかということがわかるというような決め手はございませんで、私どもの協会には、信販協会という協会がございまして、そういうところでも不良加盟店の情報は交換しておりますので、もしおかしなことがあれば契約をすぐ打ち切るというような処置はとっております。

以上でございます。

○青柳参考人 ただいまの御質問にお答え申し上げます。ただいまの御質問は、主として訪問販売における販売員の教育並びに加盟店選定の問題というふうに理解をいたしましてお答えを申し上げます。

訪問販売にしましては、御存じのように日本訪問販売協会というものがございまして、ここでもいわゆる販売員の登録制度というところを行っております。この点につきましては、訪問販売協会におきまして登録というところによって販売員を限定していきまして、特に販売員の教育の問題につきましましては、訪問販売協会においても現在いろいろな教育を行っておりますが、当割賦協会におきましては、やはり販売員についての教育を現実にしております。今後とも、この法律の施行に伴いまして、こうした訪問販売に関する問題は

別途訪問販売員の方の問題にも関連するのでございますが、当協会としては引き続きそうした教育の点につきまして一段と努力をしていきたいというふうに考えております。

次に、加盟店の問題につきましては、ただいま木島社長からお話がありました、加盟店選定ということについての程度シビアに行われているかという点につきましては、確かに会社によりまして相当の相違があるかというふうに考えられるわけでございます。それだけにこの加盟店の選定ということが相当慎重に行われるということが今後必要になるかと思っております。特に今回の法律によりまして抗弁権の接続ということが割賦購入あっせん業者にも課せられてきたわけでございますので、この加盟店選定ということがまず第一の段階において慎重かつシビアに行われるということによって、善良な加盟店の選定が行われていくということから、健全化が図られるのではないかとこのように思います。

なお、悪質業者の公表制度というような考え方もいろいろございまして、協会としてもいろいろ検討もいたしておりますが、自主的にこれをどういう形でやるかというような点につきましては、なおいろいろの問題点がありまして、引き続き検討いたしておる段階でございます。

○和田(員)委員 つけ加えて、先ほど、運用に当たっての政令、省令で要望したいのだ、お願いしたいのだ、こういうことですが、これは消費者団体の方も言われておりましたように、そこがまた心配になってくるわけです。日本の法の運用というのは、役所のお偉いさんが法律は表面的にはこうなっているけれども、その内容は、実際の運用に当たっては政令、省令でいうことを言われるので、肝心なものの国民が表面だけしか見ていない。実際はこうだというやうなことであつては、これは我々の立場から言うならば余り気に入らないことなんです。だから、正面にぶち当たってもらつて、あなたの方の立場がどうしてもということ

であれば、その省令や政令の方の運用の中でこうしてもらふ、ああしてもらふということではなくて、やはり法自体をこういうやうにすべきである、ああすべきであるという意見を言ってもらふように私はお願いしたい、議論じゃないですからお願いをしたいと思うのです。

(委員長退席、渡辺(秀)委員長代理着席)

それから、時間がありませんのでなんですが、竹内先生と宇野先生から、消費者の立場からそれ非常に結構な御高見を拝聴いたしました。本当にありがとうございます。お二人とも産権審のメンバーでございますので、今回なお取り入れることができなかった役務の問題、あるいは銀行系形態も拘束するという立場、あるいは訪問販売の問題もこれから引き続いてぜひともひとつお骨折りをいただいて、消費者保護の立場をこれから買いていただいて御努力、御検討をお願い申し上げます。

そこで、竹内先生先ほど言われましたように、すべての商品、すべての役務、これは網羅していかなくてはならぬのでありますが、しかも答申がそういうふうに明記されておるにもかかわらず今回盛られておらない。私も不満を持っている一人であります。

私は、この割賦販売法という法律の内容をこのように緊急改正を繰り返していても後追いついていくような気がしてならないわけでありまして、やはり先越しに、ここを拾えばこういうやうになつていくだろう、ここを拾えばこういうやうに改正すればこれまたこういうやうな手が打たれてきたらブルが起ころうというやうなやうなことが予測されますので、やはり竹内先生言われましたやうな総合的、包括的な、この法を改正するというところでなくて、別建ての新しい消費者保護の法律というものを考えるべきではなからうかというところをおっしゃつたのじゃないかというふうには私は思うのですが、この点についてもう一度両先生の方からの御意見をひとつお願いしたいと思います。

○竹内参考人 おっしゃるとおりでございます。そういう新しい総合的、包括的な立法ができるとすれば、今まで通産省が割賦販売法という形で積み重ねてまいりました消費者保護法はその中に取り込まれるわけでございます。と同時に、大蔵省所管の貸金業法、これもかなり大幅な手直しをした上でその中に取り込む。そういうふうな両方をリンクさせることによって間から落つていつてしまふやうな、つまり法律家がちよつと頭をひねれば現在の法律をすいと放けられるやうなバイパスを防いでしまつて、その上で必要な消費者保護施策を講じ、それによって業界の平等な発展を図るというやうな立法を将来していく必要があると私は考えております。

○宇野参考人 今の竹内先生と同じやうなことになると思います。いずれにしても、消費者の立場から見ますと販売信用の手段としてのいろいろ活用してきているわけですが、これが抑えられれば今度は、先ほどのお話にもありましたが、貨幣信用の方へと入つていく。こういう形で、要は物が買えればよろしい、サービスが購入できればよろしい、こういう形になつて、そこに規制の上でもアンバランスが出てくるというところは当然である、こう思うわけです。そういう意味においては、包括的にいろいろと検討すべき時期に來ているなという印象を私も個人的には持つわけでございします。

ただ、その点から見ますと、先ほどの役務というものを今度の割賦販売の方でも取り除いてある、こういうやうな点でむしろ実態を少しく検討する必要があるんじゃないかという御意見があつたと思うのですが、私もそのように思うのでありまして、全体的にその対象になるべきものをどう見たらいいの。先ほどのクーリングオフの問題じゃございせんが、訪問の問題もございまして、その辺で全体として消費者保護という点でこれから方向を十二分に検討していくべきだろう、特に審議会などで検討していくべきじゃないだろうか、かように思つておる次第でございます。

す。

○和田(貞)委員 終わります。どうもありがとうございます。

○渡辺(秀)委員長代理 福岡康夫君。

○福岡委員 参考人の皆様、どうも御苦勞さまでございます。

私は清水参考人にお尋ねしたのでございますが、公明党・国民会議提出の割賦取引等に関する法律案、御存じだと思いますが、これは政府提出の法案と比較いたしますと消費者保護を一步前進したものだと思っておりますので、評価されておられるのか、これが一つ。

第二には、先ほどお話を聞いておりますと、政府提出の法案ではクーリングオフは現行法よりも四日となっておりますが、自分の方としては七日を要求する。なぜ七日間が必要なのか。

それから、先ほど清水参考人のお話の中に、主婦連にいろいろの苦情が多数上つてきておいて処理し切れないような状態だ。この中には悪質加盟店と信販会社、それと現金を払わないで消費者が署名をするというところに一つの魅力がございまして、それに対する署名等のトラブルの問題その他多数の問題点があるかと思ひますが、やはり主婦連合会というのはいろいろ貴重な、下から上がってきた苦情処理の体験をお持ちでございます。時間がございせんので、重要な部分だけ一つか二つお話しただければ幸せだ、かように考えております。

○清水参考人 公明党の案につきましては、私も十分に勉強したわけではございませんけれども、先ほど私が意見として申し上げましたように、役務が入つているとかクーリングオフの期間が長いとかということ、むしろ産権審の答申に近い内容を持つていっていると思ひますので、そういうふうになればその方が改正案としては大変消費者のためになると私も思ひます。しかし、役務につきましても非常に難しい問題を抱えているということも反面事実でございますので、その辺、これからの

国会での御審議を十分していただけたらと思ひます。

それからもう一点の、苦情が多発していて大変なのでどうしたらいいかということでございますけれども、これは各センターでも消費者団体でも全部同じでございますけれども、今は支えるべき法律が不備のために全部ケース・バイ・ケースで努力して解決しているわけですね。これはこの前の審議会のときに質問したのでございますけれども、努力の限界はもう超えているわけですね。そのもとになります法律が改正されないと、今の処理の形はケース・バイ・ケースですから、Aという苦情が非常にうまく処理できても、必ずしもBという同じケースの処理にそのまま当てはまるという義務づけはないわけでございますから、ここまで参りましたらやはり法律を改正することに、松岡さんもおっしゃつておられたように、それぞれの苦情を担当しております者は相当苦情処理がやりやすくなると思ひます。

確かに物理的には、例えば苦情処理担当者に倍にふやすとか極端に十倍にふやすとかで処理はできますけれども、そういうふうには処理して見ましても、それは次の苦情を予防することにはならないわけですね。あくまでもケース・バイ・ケースの当面する処理にしかすぎないわけですから、やはり今の段階では法律改正以外に道はないと思ひております。

クーリングオフの問題につきましては、例えば、ほかの参考人もおっしゃつておられますように、最近では週休二日とかということがございまして、もう一つはあらかじめ消費者がクーリングオフを知っている人ばかりではないわけですね。それではまごまごしているうちに一日過ぎ、そしてそれはセンターとか消費者団体の苦情相談窓口に関係ないのだと思つて聞きますと、その間に土曜、日曜が入るともうそれで四日ぐらゐ過ぎてしまふわけですね。通産省の方に伺うと、今の苦情というのはクーリングオフを四日を七日にふやしたからそ

れですべて解決するものではないというふうにはおつちやつておられますけれども、最低の救済はできると思ひます。

○福岡委員 松岡参考人にお尋ねしたのでございますが、日本消費者協会の立場から見まして、今回の政府提出法案の評価できる点、それと今後通産省に要望したい点をお聞かせ願ひたい、これが第一でございます。

第二点の御質問させていただきたいことは、公明党・国民会議提出の法案はクーリングオフは七日間となっておりますが、この点についていかがお考えでしょうか。

第三には、主婦連の代表の方のお話にもありましたように、消費者協会の方にも信販を困らで一般消費者と加盟店との三者のトラブル関係で問題点が相当数上つておると思ひますが、その中で一つでも二つでも大事なことがございまして、この機会に時間の許す限りお話を聞かせ願ひたい。この三点について伺ひたいと思ひます。

○松岡参考人 先ほど述べましたように、私たちが政府原案の非常に評価する点と申しますのは、個品割賦購入あつせんが対象となつたということ、それからリボルビングのような新しい方式も組み込まれたということ、それと耐久性を有しないものも該当するようになったというように、現行よりは広がつたということについて評価するわけですね。それから、一番大きな評価といたしましては、やはり抗弁の接続というのがかなり自由な形ですることができ、知識のない消費者も抗弁を使いやすくなるということです。これが一番大きなことだと思ひます。

それから、非常に残念な点も、先ほど言ひましたけれども、役務関係、今苦情がふえておりますので何とか入れていただきたかつたということですね。それから、次の問題と重なりますが、クーリングオフ、公明党案の七日間というのは、私どもも要望を七日で出しておりますので、全く同意見

でございます。

それから、通産省への要望というのは、先ほどから出ております政省令によつてこの法律の具体的なよしあしというものが決まりますし、私どももそれに非常に期待をかけておりますので、一刻も早く政省令をつくつていただきて、よりよい消費者保護の政省令にしたいと願ひたいこと、運用も消費者保護に向かつてしていただきたいこと、それから一日も早く施行していただきたいことを通産省にはお願いしたいと思ひます。

○福岡委員 次に、木島参考人にお尋ねしたいのでございますが、先ほど御説明の中に、書面は出さなくてもよいということに困惑している、またかなり問題が残つていゝと言われまして、しかも、簡単に結構でございますが、具体的にその理由を御説明いただけたらと思ひます。

○木島参考人 いろいろなケースがございまして、代表的なケースを二、三申し上げますと、一般の方は、私どもが請求したらすぐ払つてくださるお客さんばかりと思つていらつしやるかもしれませんが、これはそうではございまして、請求書を出してもなかなか払つていただけないお客さんが多いわけでございます。それは、旅行して知らなかつたとか、いろいろな理由がございまして、これは善意の方でございます。ところが、今度の場合のように何もなくても抗弁ができるのだとなりますと、その払つていただけないお客の中でどの方が抗弁権を行使して払つていただけないのか、どの方が善意であるのかということが全くわからないというところは私どもが一番困惑するわけでございます。

それからもう一つのケースは、これはさらに悪質になりまして、悪い加盟店もおりますが、消費者にもなかなか悪知恵のある方もおられます、例えば電気製品を買ひました。そういたしますと、どこかにきずがあつたから、あるいはどこかぐあいが悪いから払わないのだということをやつてくる。その言つてくるときに、何回も請求しないと、それが私どもにはわからない。そこで書類

○富田委員 青柳理事長にお聞きをいたしますが、この法律ができて施行されるまで、ある程度の準備が必要だから期間をいただきたい、こういう説明があったと思います。その準備とはどういうことをお考えになつておるか、その点をお聞きいたします。

○青柳参考人 お答えいたします。

この法律は公布以後六カ月以内に施行されるわけですが、何カ月目に施行されるかはわかりませんが、最大六カ月ということでございます。その六カ月以内においてある程度の準備期間が必要である。これは今回の法律が消費者保護の観点から、相当のいろいろな取引形態について法の規制の対象に新たになつたわけでございまして、さらに画期的な申請と申すか、抗弁権の接続というような問題もあつせん業者に新たに明確にされてきたというようなこともございまして、そうした点をまづ業界内部において、また企業内部において、それに対応する体制を考えていかなければならないと思つてございまして、また、先ほども申しましたように、私も団体といたしましても、業界にその趣旨を徹底していかなければならない、また消費者にもこの内容の周知を図っていきたい、そういういろいろな意味におきまして、相当な準備期間が必要であるということを申し上げた次第であります。

○富田委員 次に、木島社長にお聞きするわけですが、今度の改正は割賦購入あつせんに対して配慮されておるので加盟店の選択が容易になつた、こういう御意見があつたと思ひます。

そこで、消費者はほとんどの人、これは特に田舎の方でございまして、初めからクレジットカードを持つて電気製品を買う、あるいはまたいろいろ寝具を買うとかいうことはしないと思ひます。持つてないと思ひます。そこで、お店に行きまして、月賦にしてくれないかと言つと、そのお店の主人が、月賦の方法がございまして、ということになると思ひますが、消費者が選択をするということよりは、その商店主なり、かかわつておる

人々の選択の方が優先するように実際問題としてはなると思ひます。その辺はどうですか。

○木島参考人 ちよつと御質問の趣旨がよく理解できないのですが、商店主が選択するというのは何を選択するわけでございまして、(富田委員)クレジットの……(と呼ぶ)クレジットでお買ひになるか現金でお買ひになるかを選択するという意味でございまして、それはおつしやるとおりだと思ひます。消費者にクレジットという制度のことがよく理解されてない場合は、こういう便利なものがありますよということであつた場合、消費者はクレジットを使うということが多いのじやないかと思つております。

○富田委員 終わります。

○梶山委員長 小沢和秋君。

○小沢(和)委員 共産党の小沢でございます。きょうは御苦労さんでございました。私が最後です。もうしばらくお願いをしたいと思ひます。

最初に、竹内参考人にお伺いをしたいと思ふのですが、先ほどから多くの参考人の方々が、役務を外されたことは大変残念だということと皆さんおつしやつておられる。私もそう思ふのです。そこで、せつかく答申には盛り込まれたのになぜ外されたんだらうか。一体答申までに至る論議でその辺はどの程度詰まつた議論になつておつたんだらうか。私は、大体はいけるということになつて答申に盛り込まれたんじやなかつたかと思つていたのですが、その辺ぜひ御説明願ひたい。いかがでしょうか。

○竹内参考人 役務も含めるべきだという基本方針、これ自体は多くの方々が考へておられたところでありまして、早くからその方針は打ち出されていたように思ふわけでありまして、法律的な話めは産業構造審議会では余りいたしておりません。それは各界の業界の代表の方々、消費者代表の方々、それに我々のようなものも若干加わりましてやつておるわけでございまして、法律の法的な詳細な詰めはやつておりません。したがつ

て、結論が出た後で、いよいよ法律的な詰めをする段階になつて、法律技術的な面でも今回の法律案作成までの間に詰め切れなかつたというのが恐らくそれがおつた理由であらうと思ひます。したがつて、私が承知している限りにおきましては、通産省の内部においてはもちろんのこと、関連各官庁の中におきましても、役務を入れるという、その方針それ自体について反対の意見はなかつたように聞いておりますけれども、技術的な詰めが間に合わなかつたということではないかと思つております。

○小沢(和)委員 竹内先生にもう一問お尋ねしたいのですが、私もこの改正について勉強してみよう。そうすると、それを次々に法律に盛り込んでいくというのでは常に後追ひになる。だから、どうしても、先生が先ほどおつしやつたような総合立法をすることによつて初めて立法の方が、さあ来いということと先手をとることができるといふやうなところ。その点で非常に先生が言つておられる総合立法ということに心をもちたいと思ふのですが、これは先生ごらんになつて、今の立法技術論も含めて、我が国でそういう法律を制定するといふことは現実的に十分に可能だ、それもごく近く、詰めて一生懸命作業をやれば割に近い時期に可能だ、そういうようなお考えをお持ちかどうかということも伺つておきたいと思ひます。

○竹内参考人 アメリカやイギリスで既に行われたこととございましてから日本では不可能だとは決して思ひません。ただ、アメリカでもあの連邦の法律は九つの官庁が共同して運用しておる、そういう法律でございまして、それぞれの所管業種について同じ法律を各省が動かす。したがつて、私十年以上前に、そのことによつていろいろ不便な点はないかといふことを質問したことがございまして、毎月一回集まつて打ち合わせた上でそれぞれ官庁が運用しておるから、ともかく何とかなつておるといふことを答えておりました。日本でも、そういうようなつもりで、つくるつもりにな

ればできなくはない。ただ、詰めてやれば短時間のうちにできるかといふと、これは、私は必ずしも安受け合ひはいたしかねる。アメリカでも七年、八年かけております。やはり前回の、ここで参考人として意見を申し上げたときにも申し上げたことですが、法律をつくるということには人手も時間もお金もかかります。私は、法律をつくることを任せられた、命ぜられた役所に、人手や予算は考へてやるからどうか頑張りという国会での御意見をぜひ賜りたい。人手もお金もなし、ただ頑張りということをおつしやつていただいてもこれは無理じやないか、かように考へるものでございまして。

○小沢(和)委員 ありがとうございます。

次に、青柳参考人に伺いたいと思ひますが、業界の御意見として、全体としては今回の改正は結構だけれども部分的に意見もあるもので、それは政省令をつくる段階で反映させたいといふふうにおつしやりました。それに対して消費者の代表の方から、その政省令というのが実は実際の運用上のかきになる、だからそこで曲がつてしまつては困るというような疑念も表明されたわけですが、私こゝではつきりひとつ、どういふような政省令に対して運用上の注文をつけたといふふうにお考えなのか承つておけば、そういう疑念もなくなるのではないかと思ひますが、いかがでしょうか。

○青柳参考人 お答えいたします。

私が先ほど申し上げました点は、例えば木島参考人がお話を申し上げたような点もあるわけでございます。決して政省令、通達の段階で法律そのものの趣旨なり目的が曲がるようなことは、これは役所としてもおやりになるはずはございせんので、そういうことはないと思ひます。具体的な運用について政省令あるいは通達で決められる面が多いわけでありまして、実際上業界はその業務をやるためにはそういう具体的な段階においていろいろ問題がある、そういう意味において……(小沢(和)委員)その内容ですと……と呼ぶ)これ

は具体的に今後検討する問題であるというふうにお答えを申し上げるよりございません。

○小沢(和)委員 これから検討するとおっしゃられたのはちよつとそれ以上質問ができませんから、これはその程度にいたしまして、次に木島参考人に一言お尋ねをしたいと思ひます。

今までは抗弁が切斷をされておりましたために、とにかく契約をとつてしまつて、おたくの方がお金を払つたら後は消費者に対してびしびしお金を取り立てることができるといふ安心感があつたかもしれませんが、今後は接続されるということになればちよつとそうはいかなくなると思ふのです。そうすると、特に販売店との関係で、私は、今までは抜本的にその信頼度の調査その他のいろいろ改善を迫られるだろうと思ふのです。その点でどういふような抜本的な改善策をお考えかということをお尋ねします。

○木島参考人 最初にお断り申し上げておきますが、現在の、法改正がなかつたから消費者のクレームは全然受け付けないというようなことは現在絶対ございません。それは私どもの約款に、購入目的を達しないようなものについては言つてくださいということとちゃんと書いてありまして、そういう点では大きな問題は現在解決されておると私は思ひます。これから出てくる問題はそれに至らないような問題が恐らく出てくるのではないかと意味で先ほど申し上げたわけでございます。

それからもう一つの、今の加盟店の問題、これは御指摘のとおりでございます。これは従来から私どもももつとと厳正にやりたいと思つておつたのですが、なかなか業界の実情が、過当競争と申しますか、許さないと云う点がございまして、必ずしも我々が考えるほど厳正には至らなかつた面が多々ございますので、そういう点につきましては今後さらに一層厳正に審査をしてまいりたいというふうと思つております。

それから、結局今のトラブルの問題を突き詰めますと、不良加盟店といひますか、加盟店のし

りがよくないために起こつてゐるケースがほとんどであるかと思ひますので、なおさら今の御指摘のような点につきましては、今後この法律の成立を契機に一層厳しい審査をやつていきたいというふうと思つておりますし、またこれは私が私の会社だけのことで申し上げるのでなく、恐らく業界全体がそういうふうな方向に行くのではないかと云うふうと思つております。

○小沢(和)委員 じゃ、これで最後にしますが、清水参考人にも一言だけお尋ねしたいのですが、現役の消費者についてはいろいろ消費者教育をやつていただいてゐるという話があつたのですが、どうも業界の戦略なんかを見てゐると、我々のような五十になつたようなものは大体余りカードなんか使い切るまいというので、若い人、まだ余り世間のことを知らぬような人たちに戦略のねらいがつけられてゐるように思ふのです。

それで、私は、学校教育からこの問題は取り入れないと、本当の意味での次代を担う賢い消費者は育つてこないのじゃなからうかという気持ちを保持してゐるのですが、その点、いかがでしょうか。それで終わります。

○清水参考人 先生のおっしゃるとおりだと思ひます。特に日本の学校教育はなるべく新しいことを控え目控え目に教育することとございまして、けれども、去年の夏私アメリカへ参りましてノーマン・トーマス・ハイススクールという高校へ参りましたら、はつきりとクレジツトについて、まだクレジツトを使えない子供ですけれども、クレジツトを利用する場合にはこういう点をちゃんとチェックしてから使いなさいということと、金利その他ちゃんと何項目か書いて、それを教育しておられるのを見まして、やはり日本の実情と随分違ふなというふうに思ひました。

それから、今、若い者たちの消費者意識というのが随分変わつてまいります。それは消費者自身にも問題があると思ひますけれども、例えばカードのようなものは注文しなくても一方的に向

こうから若い子供に送つてくるわけですね。そうしますと、それは送つてきてもそんなものは使うべきじゃないといひましても、これだけ豊かな時代ですと、自分が頼まないけれどもカードを向こうから送つてきたら、使つてみようかというふうな気持ちもあると思ひますので、そういう点の業界の、何というのでしようか、倫理的な問題も残つてゐるのじゃないかと思ひます。

○小沢(和)委員 どうもありがとうございます。

○梶山委員長 以上で参考人に対する質疑は終了いたしました。

参考人各位には、お忙しい中を御出席賜り、貴重な御意見をお述べいただきまして、まことにありがとうございます。委員会を代表いたしまして厚く御礼を申し上げます。

次回は、明十八日午前九時五十分理事会、午前十時三十分委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後五時四十八分散会